

子ども・子育て会議（第18回）、
子ども・子育て会議基準検討部会（第22回）合同会議

議 事 次 第

日 時 平成26年 9 月 17 日（水） 14：00～17：00

場 所 中央合同庁舎第 4 号館12階共用1208特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 処遇改善等加算、使途制限等のあり方について
- (2) 私立幼稚園の意向調査結果について
- (3) 認定こども園についての対応状況について
- (4) その他

3. 閉 会

【配布資料】

- 資料 1 処遇改善等加算、使途制限等のあり方について
- 資料 2 私立幼稚園（認定こども園を含む）の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査の結果
- 資料 3 認定こども園についての対応状況
- 資料 4 平成 27 年度関連予算概算要求の概要
- 資料 5 一時預かり事業（幼稚園型）の補助仮単価について
- 資料 6 子ども・子育て関連 3 法に係る政省令・告示の公布について（7 月末以降公布分）
- 資料 7 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会の開催について
- 参考資料 1 「放課後子ども総合プラン」について
- 参考資料 2 「待機児童解消加速化プラン」集計結果について
- 参考資料 3 「保育所関連状況取りまとめ（平成 26 年 4 月 1 日）」について
- 参考資料 4 委員提出資料

○無藤会長 それでは、定刻かと思いますので、「第18回子ども・子育て会議、第22回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議」を開始いたします。

お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

○長田参事官 それでは、委員の御出欠について御報告申し上げます。

今村委員、内田委員、葛西委員におかれましては、本日所用により御欠席でございます。

また、尾崎委員、清原委員、高尾委員におかれましては、本日所用により御欠席でございますが、それぞれ代理といたしまして、高知県地域福祉部長の井奥様、三鷹市子ども政策部子育て支援課長の齋藤様、日本経済団体連合会経済政策本部長の藤原様にそれぞれ御出席をいただいております。

また、本日御出席の予定ということで御連絡をいただいておりますが、小室委員、秋田委員、榊原委員、渡邊委員におかれましては、遅れられるということで御連絡を頂戴しております。

本日、33名中27名の委員の御出席予定ということでございます。定足数である過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

本日は、赤澤内閣府副大臣及び越智内閣府大臣政務官に御出席をいただいております。ありがとうございます。

一言御挨拶を頂戴できればと存じます。

まず、赤澤副大臣、そして越智政務官、よろしく願いいたします。

○赤澤副大臣 失礼いたします。今月の4日に子ども・子育て担当の内閣府副大臣に就任しました衆議院議員の赤澤亮正と申します。どうぞよろしく願いいたします。

有村大臣が担当大臣でいらっしゃいますので、大臣の御指示をしっかりといただいて、また、今日足を運んでおられます越智政務官とも力を合わせて全力で務めてまいりたいと思います。

委員の皆様には無藤会長を初め、本当に精力的な議論を続けていただいて、昨年4月以降、子どもの最善の利益を実現するということを目指して本当に力をかかしていただいていること、心から感謝を申し上げる次第でございます。

27年4月から子ども・子育て支援新制度が本格的に始まるわけではありますが、今、事業者さんあるいは自治体で一生懸命御準備いただいているところでもありますけれども、御案内のとおり、残されている作業、大事なものが残っております。制度の詳細設計に加えて、公定価格の本単価決定ということで、これについては、私も実は党の公定価格の会議に出ることもありますし、本当にけんけんがくがく大変な議論をされているのをよく承知しております。自分もその担当としてお仕事を一緒にさせていただくことになって大変喜んでおりますし、しっかりと先生方の御指導をいただいて、国としても必要な財源確保、あるいは本制度への円滑な移行に向けてしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、これからも先生方の精力的な御議論、御検討をよろしく願いをして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。これからも御指導をどうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○無藤会長 それでは、よろしく申し上げます。

○越智大臣政務官 私は今回、内閣府の大臣政務官を拝命いたしました衆議院議員の越智隆雄と申します。

今、赤澤副大臣からのお話がありましたとおりでありますけれども、有村大臣、また赤澤副大臣とともに財源の確保や制度設計、詳細なところについて、子ども・子育て支援新制度が円滑に施行されますように務めてまいりますので、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

なお、赤澤副大臣、越智政務官は公務のためにここで御退室と伺ってございます。ありがとうございました。

○赤澤副大臣 済みません。ちょっと早いので、まだおります。

○無藤会長 ありがとうございます。では、適宜ということで、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進行したいと思います。

資料につきまして、議事次第に記載のとおりですが、資料1から参考資料までお配りしてございます。漏れなどあれば事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入りますが、本日の予定ですけれども、まず「処遇改善等加算」及び「使途制限のあり方」ということで、おおむね50分程度事務局から御説明を受ける予定です。その後、御質問及び意見交換をお願いしたいと存じます。

続いて、「私立幼稚園の意向調査の結果」と「認定こども園についての対応状況について」、事務局から説明を受け、御議論ということで、70分程度を予定してございます。

最後に、「その他」ということで、事務局から何点か御報告があります。それについて50分程度を予定して、事務局からの御報告、御説明と、御質問を受けることにしたいと存じます。

それでは、早速議事に入りますが、まず、「処遇改善等加算、使途制限のあり方について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○竹野保育課長補佐 厚生労働省保育課課長補佐の竹野と申します。処遇改善等加算、使途制限等のあり方について御説明をさせていただきます。座って失礼させていただきます。

資料1をお願いいたします。「処遇改善等加算、使途制限等のあり方について」ということで、これは前回7月31日のこの会議の場でも御議論いただいたテーマでございます。資料の修正点については赤字にしております。先般の会議でいただいた御意見を踏まえまして、それに基づき対応方針を記載させていただいております。それをもとにまた本日御議論いただければという趣旨でございます。

資料の1ページをお願いいたします。処遇改善等加算のあり方についての概要ということで、これは前回から変更ございませんけれども、4つ目の○で主な論点を4点ほど記載させていただいております。

1点目は、職員の勤続年数や経験年数に応じて加算額がアップしていく仕組み。

2点目、現行の加算率の区分の上限である「10年以上」よりも長い場合の対応。

3点目、処遇改善の実績を引き継ぐための仕組み。

4点目、キャリアアップに対応した仕組み。

こうしたテーマについて個別に御議論いただいていたということでございます。

資料の2ページをお願いいたします。個別論点の1点目「加算の要件となる職員の勤続年数の通算対象」ということでございまして、これはこういった施設・事業において勤務していた経験を通算対象としてカウントするかという論点でございます。

○の2つ目、3つ目になりますけれども、そこに①、②、③と書いてございますが、こういった施設・事業におきまして勤務した経験を通算対象としてカウントしてはどうかという御提案でございました。

5つ目の○でございます。今、各施設・事業において前歴（職歴）の証明に関する資料、書類の提出を求め、確認する仕組みを基本としてはどうかということで、御提案をさせていただいたということでございます。

資料の3ページをお願いいたします。赤字部分で主な御意見を記載しております。「この勤続年数が情報公開の中で使われる場合、具体的な勤続年数の中身が見えないのは心配。」

「証明書の交付された認可外保育施設での勤務経験はぜひ入れていただきたい。」

「事務局案に賛成。」

こういった御意見がございました。

この御意見を踏まえまして、対応方針案として記載をさせていただいております。

まず、1点目は職員の勤続年数の通算対象とする施設・事業については、2ページのほうで示した施設・事業としてはどうかということでございます。

その上で、対象とするに当たっては、各施設・事業において前歴（職歴）の証明（在職証明等）、こういった資料、書類の提出を求め、確認する仕組みとしてはどうかという御提案でございます。

個別論点の2点目「現行の加算率の区分の上限である『10年以上』よりも長い場合の対応」ということでございます。これは同じページにありますけれども、質改善に伴う処遇改善分3%でございますが、これを長く働くことができる職場づくりのためにこういった形で加算率に上乘せをしていくかといったような論点でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

現在、処遇改善臨時特例事業を行っております、これについては2.85%分ということで実施をしているものでございますけれども、質改善に伴う処遇改善分3%ということで、その差が0.15%ということで、極めて限定的になるといったようなことがございます。

この限定的なところをこういった形で上乘せしていくのかということで、その下の①、②という2つの案を提示させていただきました。

まず、1つ目の①の案でございますけれども、これは「10年以上」よりも長い場合の対応が限定的になるものの、現在既に実施している取り組みが継続して実施できるようにするというもので、これは基本的に現在の加算率を下げないという前提の案でございます。

②につきましては、一定程度メリハリをつけ、「10年以上」よりも長い場合の対応に重点的に財源を配分するというでございまして、これは1年目から9年目ぐらいまでのところを、少し加算率が下がるということを前提に、「10年以上」の部分に重点的に配分をしていくというよ

うな提案でございます。

※印にございますけれども、いずれの場合にあっても、さらなる財源が確保された場合には、加算率の上限をさらに伸ばす、加算率をアップさせるといった対応を実施するというところでございます。

参考資料として新しくつけさせていただいております私立保育所の平均勤続年数別の施設分布ということでございます。

これにつきましては、10年目のところが10.5%ということでピークにきておりまして、その後、11年、12年と一定程度の割合がございますけれども、その後徐々に下がっていく。こういった勤続年数の状況になっているということでございます。

資料の5ページをお願いいたします。前回いただきました主な御意見でございます。「全職種に比べて、幼稚園教諭、保育士とも勤続年数が短いという現状を改善していくためにも10年以上よりも長くしていけるようにすべき。」

「保育士資格を有しながら就職を希望しない理由の最も多いのが賃金の希望が合わないという理由となっており、また、働いている保育士の中でも1～4年の経験年数の方が一番多く、5～9年、10～14年と減少していくため、若年層の離職問題に対応することをまず考えるべきではないか。」「長く続けられる環境整備をまず重視すべき。」

このあたりまでは、大体方向性が一致していたかというように認識をしております。

この後、若干御意見が分かれたところでございます、「当分の間は現行の取り組みを最低限維持できる①が妥当であり、②は財源の確保と合わせて実施することが必要。」

「②のように一定程度メリハリをつけ、重点的に財源を配分することも大事。」これは②のほうがいいだろうという御意見でございます。

「事務局手続上、煩雑にならない制度として頂きたい。」

「若年層の給与の引き上げも大事。」

こういった御意見がございました。

対応方針案でございますけれども、前ページの②による場合には、一律または一部の施設、特に若年層の多い施設におきまして加算率が引き下げられるということになるため、現在の給与水準が維持できなくなることが懸念されるということでございます。

このため、「10年以上」よりも長い場合の対応が限定的にはなるものの、現行水準を維持できる①の案によることとしてはどうかという御提案でございます。括弧内でございますが、さらなる期間の延長につきましては、財源の確保とあわせて実施をするというようなことでございます。

資料の6ページをお願いいたします。個別論点の3点目「処遇改善の実績を引き継ぐための仕組み」ということでございます。これは現行の処遇改善臨時特例事業におきましては、賃金の改善などに関する計画の策定、職員への周知、届け出、賃金改善の着実な実施及びその実績の報告、こういったことを求めているところでございまして、その取り扱いをどうするかという論点でございます。

対応方針案に記載をしておりますのは、処遇改善の実績を引き継ぐための仕組みを導入することとし、具体的には保育士等処遇改善臨時特例事業と同様に、上記の加算要件、これは計画の策

定、実績の報告ということでございますが、こうした要件を課した上で、質の改善項目として実施する部分、0.7兆円の範囲では平均+3%ということでございますが、これについては確実に賃金改善に充てることを要件することとしてはどうかという御提案でございます。

この賃金改善につきましては、起算点における職員（法人の役員を除く）の賃金に対する改善ということで、お示ししております。

さらに、時期でございますけれども、新制度施行の前年度、平成26年度を想定。ただ、保育所につきましては先行して実施しておりますから、平成24年度。こうしたところが起算点になるということでございます。

資料の7ページをお願いいたします。個別論点の4点目「キャリアアップに対応した仕組み」でございます。これは職員が仕事にやりがいを感じつつ、キャリアアップしていくことが可能となるように、i) 役職や職務内容等に応じた賃金体系の設定、ii) 資質向上のための計画策定等、こういったことについてどう考えるかということでございます。

⑤は賃金改善以外の処遇改善。健康診断とかを例示してございますけれども、こうしたことについてどう考えるかということでございます。

主な御意見でございますけれども、「キャリアアップに対応した仕組みをつくり、職員が仕事にやりがいを感じながら長く勤めていけるような賃金体系を設定していただきたい。」

「賃金水準の基準を示すなど、職員がキャリアの状況の見通しを持てるようにしていくことは大事。」

「保育所におけるキャリアパス、キャリアアップに関する仕組みは重要だが、なかなか取り組めていない実態もある。検討会等での議論も必要ではないか。」

「職員の資質向上のための計画作成は重要であり、特に研修の実施はぜひとも確保してもらいたい。」

「介護保険制度のような仕組みをぜひ導入して頂きたい。」

こういった御意見でございました。

これを踏まえまして、8ページ「対応方針案」でございます。④のキャリアアップに対応した仕組みを導入することとし、具体的には④のi、iiの要件のいずれも満たさない場合には、加算率に「0.9」を乗じて減算することとしてはどうかという御提案でございます。

なお、⑤の任用等の要件整備、研修の実施等につきましては、③、④の中で対応していただくことで担保可能であるため、加算率の要素としては含めないということでございます。これは基本的に介護保険制度で似たような仕組みがあるということで、こういったところを参考にこのように設定してはどうかという御提案でございます。

「⑥行政における対応について」ということでございまして、これは事務処理を都道府県、市町村、こういったところで処理をしていくのか。行政内部の話でございますけれども、こういった御提案でございます。

主な御意見といたしましては、「行政としても都道府県、市町村が協力しながら、制度の下支えを求められている。」ということで、対応方針案としましては、給付・確認の実施主体である市町村でまず確認、取りまとめていただいた上で、都道府県に集約し、認定する仕組みを基本と

してはどうかということでございます。

※印の確認・取りまとめの具体的な程度につきましては、現行の保育所運営費における対応を踏まえまして、都道府県、市町村間で決定いただくということでございます。

以上が処遇改善についての論点でございます。

続いて、資料の12ページをお願いいたします。「用途制限等のあり方について」ということでもございまして、資料の12ページは変更ございませんけれども、これまで施設型給付費等に関して御議論いただいてきた中で、会計処理、区分経理につきましては一定の整理をしたということでもございまして、用途制限、指導監督の取り扱いについて、さらに御検討いただきたいということで論点設定をしているものでございます。

資料の13ページをお願いいたします。まず、用途制限の取り扱いについてでございます。これは前回の復習になりますが、まず1点目は、施設型給付、地域型保育給付に関しては、個人給付であるという性格上、用途制限については設けないことを基本としてはどうか。

○の2つ目です。私立保育所に係る委託費については、委託費という性格がございますので、用途制限を設けることを基本としてはどうか。

○の3つ目は、配当の関係でございますが、現行では株式会社が配当を行った場合には民改費を停止するという取り扱いとしておりますけれども、新制度におきまして、民改費は廃止され、新たに処遇改善等加算となりますので、それを踏まえた対応についてどう考えるかといったようなことでもございます。

前回の主な御意見でございますけれども、「市町村からの委託費として支払われる以上、用途制限を設けるのは当然。」

「保育士の処遇改善の観点から、一定程度用途制限を講じるべき。」

「保育士の処遇改善が担保されているのであれば、配当制限をなくすことは当然。」

こういった御意見がございました。ここについては対応方針ということでは記載しておりません。さらにさまざまな御意見をいただければというふうに考えているところでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。「指導監督等のあり方について」ということでもございます。

○の2つ目にありますけれども、私立保育所に係る委託費につきましては、市町村による指導監督を基本としてはどうかということ。

○の3つ目でございますけれども、給付費を受領する施設類型については、公認会計士または監査法人による財務諸表等の監査を基本としてはどうかということで、その上で、公認会計士等の外部監査を受けた施設については、市町村による通常の会計監査の対象外としてはどうかということでもございます。

○の4つ目でございます。認定こども園につきましては、保育所部分は市町村による指導監督、私学助成の財務諸表の監査ということで、二重のチェックを受けているということでもございまして、今般、一本化されることに伴い、公認会計士または監査法人による財務諸表等の監査を基本としてはどうかということでもございます。

15ページをお願いいたします。助成額が少額の場合、小規模の場合ということでもございます。

れども、小規模であって、給付額が少額となる施設・事業については、公認会計士等の監査を受けない場合には、市町村による財務諸表を含めた指導監督を基本としてはどうかということで、御提案をさせていただきました。

主な御意見としては、「新制度では市町村の責務が増加するため、都道府県からの支援も必要。」「会計処理については、それぞれの法人種別ごとに求められる会計処理によることを徹底して頂きたい。」「各施設に対して多額の公費が入ることになるため、外部監査をすべき。」こういった御意見がございました。こちら先ほどと同じように対応方針案ということでは記載をさせていただいておりません。先ほどの用途制限、指導監督のあり方につきましては、前回の主な御意見を踏まえまして、またさまざまな御意見をいただければと考えております。

資料1についての説明は以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御意見、御質問等ございましたらお願いしたいと存じます。ざっと今、挙手していただけますか。（挙手）

ありがとうございます。

それでは、岩城委員から順番にまたお願いしたいと存じます。

○岩城委員 全国国公立幼稚園長会の岩城でございます。

処遇改善等加算についてです。おおむね対応方針案でよいかと思います。特に「④キャリアアップに対応した仕組み」について、今回具体的に案が示されました。限りある財源の中で実現していくためには、役職や職務内容によって賃金体系を設定する、また、それぞれのキャリアに適した研修の機会が位置づくということはよいことだと思います。ぜひ教職員がやりがいを持って長く勤めることができるように願っております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、稲見委員、お願いします。

○稲見委員 全国病児保育協議会の稲見でございます。

7ページの「賃金改善以外の処遇改善」のところで、職員の資質向上のための研修というのがありますけれども、特に病児保育では保育士は医学的な知識をかなり入れなくてはいけないし、看護師は保育士的な知識を十分習得してもらわなくてははいけません。それぞれすごく専門性の高い質が必要になりますので、ぜひこれは国ないし自治体が統一したような研修、平均的にレベルがレベルアップできる研修を実施していただきたいと思っております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、次は井奥代理人、お願いします。

○井奥代理人 全国知事会でございます。

処遇改善加算につきましては、質の高いサービスの確保、保育人材の確保といった面から重要なテーマでございますが、地方では人材の流出、離職率の高止まりといったようなことも心配されております。今後の財源の確保についてしっかりとした対応をぜひお願いしたいと考えており

ます。

また、用途制限のほうにつきましては、財源が今回消費税の増税分になっているということもありますので、透明性の高い仕組みとなることに留意していただきたいと考えております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、尾身委員、お願いします。

○尾身委員 日本商工会議所の尾身でございます。

処遇改善加算における、保育士の処遇改善加算につきましては、私も前回の会議の場で発言させていただきました。現行の取り組みの維持に重点を置くべきか、それとも現行の加算率の区分の上限である「10年以上」よりも長い場合の対応に重点的に財源を配分すべきかと意見が分かれていた中で、私が述べさせていただいたとおり、若年層の保育士の離職問題に対応することをまず優先的に考えていただいたという今回の事務局案に大変賛成でございます。ありがとうございます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、橘原委員、お願いします。

○橘原委員 全国私立保育園連盟の橘原です。

処遇改善加算のあり方について意見を申し上げます。平成26年8月に厚労省が示した「保育人材確保のための『魅力ある職場づくり』に向けて」の資料中、保育分野における人材不足の現状によりますと、指定保育士養成施設卒業者のうち約半数は保育所に就職しないという現実、また、就職希望者が増えないこと、早期離職者の傾向も顕著であるということに対する理由として、「賃金が希望と合わない」が最も多いというデータが記載されています。

このための一つの方策として、期限を設けた上で、新規採用職員の初任給加算手当制度といったような処遇改善策をお考えいただければ、就職率アップにつながるのではとも考えております。

また、職員の勤続年数や経験年数に応じて加算額をアップしていく仕組みと、現行の加算率の区分の上限である「10年以上」よりも長い場合の対応を見据えた上で、資料で示されております「0.7兆円の範囲で実施する3%の処遇改善では、「10年以上」よりも長い場合の対応が限定的になるものの、現在、既に実施している取組が継続して実施できるようにする。」という案に賛意を示します。

なお、※印にあるとおり、「更なる財源が確保された場合には、加算率の上限を更に伸ばす・加算率をアップさせる等の対応を実施」とあることから、何としても財源確保に努めてくださるようお願いを申し上げます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、齋藤代理人、お願いいたします。

○齋藤代理人 全国市長会、三鷹市長の清原は、本日、市議会の決算委員会に出席しております。代理として私、三鷹市子育て支援課長の齋藤が発言させていただきます。

処遇改善等加算のあり方について4項目の課題を整理しまして、対応方針案を取りまとめたいただき、ありがとうございます。対応方針の方向性については支持いたします。

特に長く働くことができる職場を構築することは、優秀な幼稚園教諭、保育士の育成や働きがいの醸成につながり、全体としてすぐれた人財の確保、及び教育・保育の質の向上に寄与することと認識しております。この際、現行の処遇改善の実績を確実に引き継ぎ、発展させるための仕組みをしっかりと構築していただき、さらなる財源を確保した際には速やかに処遇改善等加算に取り組めるような制度の構築をお願いいたします。

なお、本日の主たるテーマではありませんが、処遇改善に関連しまして重要となる地域手当の見直しについて、一言触れさせていただきます。

8月7日、人事院が国会及び内閣に対し、国家公務員の給与における地域手当支給割合等の見直しを勧告しました。当初、10年に一度の見直しということで、28年度を想定しておりましたが、前倒しで総合的な見直しの勧告が出ております。その内容を見ますと、残念ながら地域実態から大きく乖離し、かつ地域手当の最高支給率も18%から20%となりまして、ますます地域間格差が広がるものとなっております。

これはあくまでも国家公務員の給与における調整が主たる機能とするもののはずですが、このままですと、勧告を算定基準に採用している介護保険制度における介護報酬とか、今回の子ども・子育て支援制度における保育所運営費等国庫負担金などに直接影響し、人財確保に支障があるという施設事業者の切実な声に応えることができないと考えております。本件については、新たな制度構築を含めまして抜本的な対応が求められております。市長が出席した際に改めて問題提起をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

この処遇改善加算等に関しては、おおむね賛成です。

今回は議事が結構ありますので、毎回後ろのほうの議事は圧縮されるので、今日もちよつと気をつけていただけたらうれしいなと思っております。メインの発言はまた後でします。よろしく願います。

○無藤会長 努めたいと思っております。

では、坂崎委員、お願いします。

○坂崎委員 日本保育協会の坂崎です。

まず、今日示されましたキャリアアップのことにつきましては、長年ずっと話をしてきたことですので、大変ありがたく思います。

処遇改善と使途制限とあわせて話をするのですけれども、例えば今日の6ページの対応方針案では、質の改善項目として実施する部分の3%については、確実に賃金改善に充てることを要件とするので、それは実績の報告を求めたいというふうにしているわけです。

一方、使途制限に関わることですが、使途制限におけるところの13ページの例えば○の3つ目

「現行の保育所運営費では、株式会社が配当を行った場合、民改費が」とありまして、その後、一方、新制度においては、民改費は廃止され、新たに処遇改善等加算として、その性格等を考える必要があるのだというふうに述べているわけです。

つまりところは、「処遇改善等加算」という名前に変わるけれども、その性格や位置づけをどういうふうにするのかということについてはまだわからないけれども、上乘せをした3%については、全ての職員に充てるような形でことを求めるのだということになると、もともと残りの部分は どういうふうに考えていくのかとか、そのことによって例えば3%だけ求めるということはどういうことなのかとか、残りの今まであった部分は どういうふうに考えるのかということによっては、「踏まえた対応とすべきではないか」というところの答えに近くなってくるのではないかと思います。

ですから、そのことが、逆に言うと、民改費というものは廃止されたけれども、3%を除いた部分は、そういう考え方というものが残っているのだとか、そういうのであれば、やはり新制度でもこの部分は現行に近いような形になっていくのであろうと思いますし、そうでないのであれば、新しい対応案をそれなりに示してもらったり、こちらも意見を言うことになるのではないかと、いうふうに思っているということです。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いします。

○佐藤秀樹委員 全国保育協議会の佐藤です。

処遇改善等加算の個別の論点で、現行の加算率の区分の上限である「10年以上」よりも長い場合の対応については、前回パターン②を支持すると述べたが、今回の説明を伺いパターン①の整理もやむを得ないと思う。一方、現行の民間施設給与等改善費の対象から外されている職員がいる。例えば勤務日時が1日6時間以内、あるいは月20日に満たないパート職員などであり、新制度における処遇改善等加算の対象となる職員は勤務形態をどのような想定をしているのか整理し、全ての保育の質が上がっていくような処遇改善等加算を改めて検討することが必要ではないか。

また、使途制限については、社会福祉法人は公的規制を受けており解散時の残余財産は、他の法人に引き継がれるか、国庫に帰属することになる。そうした規制を整理した上で、使途制限について検討していただきたい。

指導監督については、会計に関する考え方は書かれてあるが、児童の処遇に関しては、どのような基準での指導監督が行われているのか明らかにしていただきたい。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 NPO法人家庭的保育全国連絡協議会の鈴木でございます。

処遇改善などにつきましては、保育所と足並みがそろえられるように、課題となっている0.3兆円を確保していただいて、必ず保育士の処遇改善費に充てていただけますようお願いいたします。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、藤原代理人、お願いします。

○藤原代理人 ありがとうございます。

13ページのスライドにあります用途制限について意見を申し上げます。今日お示しいただいた「主なご意見」の一番下のボツにあります「保育士の処遇改善」ということが政策目的でございますので、それが担保されているということなのであれば、配当制限はなくすべきだというふうに考えます。

ただし、適切な公費の使用を確保するとか、先ほど御指摘がありました透明性を確保するという観点からは、処遇改善等加算の対象施設が本当に処遇改善を行っているかどうかを事後的にチェックするということは不可欠だと思います。

ぜひとも対象施設が株式会社か、そうでないかにかかわらず、この処遇改善が実際に行われているかどうかという厳正な事後チェックを行っていただきたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、古渡委員でよろしいですか。

○古渡委員 全国認定こども園協会副代表理事の古渡です。

処遇改善加算等に関してはおおむね賛成しております。

実はキャリアアップに対して若干お願いだったのですけれども、幼保連携型認定こども園は主幹保育教諭という新たな仕組みが設けられています。そういう意味で、保育教諭とか主幹保育教諭という新たな仕組みの中でのキャリアアップという観点も考えますと、もう少し国基準で研修等々の仕組みが必要なのではないのかなというのが意見としてありましたので、よろしく願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、北條委員、お願いします。

○北條委員 13ページ、14ページ、15ページについて意見を申し上げます。委託費の件でありまされども、この会では公定価格との関係で施設型給付を説明してきたはずですが、その際、私立保育所の委託費についてもその構造は同じだという説明がなされたはずであります。そのことについて前回もお聞きしたわけですが、今までの説明と13ページで説明されていることは矛盾しているというふうに思います。13ページの書きぶりが正しいというのであれば、前の説明を取り消すべきでありますし、前の説明が正しいというのであれば、このページの書きぶりは書き直さなければいけないと思います。

すなわち、2の①のところで、施設型給付に関しては、個人給付であるから、用途制限は設けないと。当たり前ですけれども、施設型給付は個人給付だと明確に言っておられるわけですが、次の○においては、委託費については、市町村から施設に対して提供されるのだと。すなわち個人給付ではないというふうに書いてあります。読みようによれば、施設給付に限りなく近いものだという書き方がしてあります。

これは今までの説明と全く異なりますから、すなわち私立保育所に係る委託費は、施設型給付

でもなければ、個人給付でもないということになるわけでありますので、しっかりとした御説明をいただきたいと思えます。

14ページであります。ここもそれとの関係がございます。委託費については個人給付ではないから指導監督を基本にする。それ以外の給付費を受領する場合には、これは個人給付だから監査を基本とする。こういう書きぶりになっているわけであります。そのこと自体も変だと思えますけれども、もう一点は、監査を基本とするとか、指導監督を基本とするとか、こういう書き方になっております。

例えば3つ目の○のところで、監査を基本とするということは、逆に言えば、外部監査でなくてもいいということになるはずであります。

12ページのところに学校法人の運営する施設については、学校法人会計基準を適用するのだと明確に書いてあります。

ところが、14ページの書きぶりになりますと、4つ目の○のところでありますが、幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園については、この会議において明確に私立学校であるという御説明がなされてきたはずであります。であるとすれば、私立学校法、私立学校振興助成法、学校法人会計基準が適用されるはずであります。となると、ここの認定こども園については外部監査を受けても受けなくてもいいというような書き方は通らないというふうに考えます。

15ページの主な意見の3つ目のところ、従来から外部監査をすべきだというふうに主張してまいりましたし、この子ども・子育て会議に先立つ新システムの会議においても、外部監査をする方向で検討すると明確にお答えいただいていたはずでありますから、その流れからいって、外部監査を適用しないというようなあり方について到底賛成できるものではございません。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、宮下委員、お願いします。

○宮下委員 全国幼児教育研究協会の宮下です。ありがとうございます。

7ページに書いてございますキャリアアップ、キャリアパスのことですが、職員のキャリアパスの取り組みを変えることは、職員の意識向上や保育内容の向上の上からも、とても大切なことであると考えています。そのためには、具体的に各園でいろんな計画を作成して研修する機会を持つことと思えます。しかし、これらのことは、園独自で実施することは非常に難しい場合があると思えます。そこで、所属している団体や協議会が主催します研修会などに積極的に参加して職員のスキルアップができるようにしていくことが大切ではないかと考えています。そして、それを支えるためには行政の理解と協力が非常に重要なものとなってくると思われます。

また、キャリアアップのためには、経験年数あるいは役付に特化した研修、例えば3年目研修とか、主任研修とか、10年目研修とか、そういう細やかな研修計画が必要であり、それに参加することは非常に大切なことだと思っています。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、山口委員、お願いします。

○山口委員 日本こども育成協議会の山口でございます。

配当制限についてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、処遇改善を担保している場合に支給される処遇改善費、全部それに使われているのに、なぜ株式会社だけ制限を受けるのか、そういったところに疑問を持ちます。

確かに坂崎委員がおっしゃるように、処遇改善費と旧の民改費の部分は違うということですが、では、それをこの制度上どのように分離して考えていくのかということとは、技術的にもかなり難しいことであると思います。

昨今、都市部においては大変な保育士不足が生じております。これは株式会社であっても、社会福祉法人であっても一緒なわけですが、職員の処遇費というのは今、どんどん上がっていております。そういったところを削って採用というのはできない状況です。

また、将来そういった状況がなくなってきたとき、今度は子どもの取り合いといった質の競争が起こってくるわけですので、そのときに職員の処遇を下げて質の競争などということはありません。その部分で配当制限をするといったことは何の意味があるのかなというのが私の感想でございます。

それから、もともと余剰金に対しての配当制限がないのに、新たに規制、強化するといった論議は今までなかったわけですので、それをいきなり持ってくるというのもこの場の議論としてはおかしいと思っております。配当制限は今までどおりなくすべきだと考えております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員、お願いします。

○吉田委員 ファザーリング・ジャパン前代表の吉田です。

まず、4ページに私立保育所の平均勤続年数別施設分布を載せていただいて非常にわかりやすいのですが、もちろん今回の給付の対象外だと知った上でですが、公務員、公立保育所の方々の勤続年数もあわせて掲載できると、どれぐらい違うのかというのが比較してわかると思います。そういうデータがありましたら、できれば横にあわせていただけるといいのですが、掲載できるといいかなと思います。

処遇改善等加算のあり方についてですが、職員の安定的な確保が図られるということにおいては、利用者側からも子どもを預ける上で安心した環境を実現していく不可欠な要素であると思いますので、今回確保された財源の中では今回の方針案に賛同させていただきます。

ただ、若年層である20代、30代の給与をアップさせるということは、職員自身が仕事と生活の調和を図る立場でもあるわけですから、勤続年数、経験年数による賃金の引き上げと充実したキャリアアップの仕組みが組み合わさることで職員のモチベーションアップにもつながると思いますし、それがまた保育の質の向上にもつながっていくと思いますので、引き続き財源の確保をお願いできればと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、吉原委員、お願いします。

○吉原委員 東京聖労院の吉原です。

加算のあり方、通算対象についてですけれども、制度間の整合を図る意味でも対応方針案を諒としたいと思います。

それから、キャリアパスについてです。職員の周知はもろんなわけですが、当然職員自身の十分な理解と実践が前提となります。さらに、職員の活動成果の適正な評価への継続的な努力や取り組みが不可欠だと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございました。

それでは、佐藤博樹委員、お願いします。

○佐藤博樹委員 東京大学、佐藤です。

私は人事管理が専門なので、その観点から。

まず、佐藤秀樹委員が言われたように、対象、職員が何かというのは多分議論されていたのだと思うのです。これはきちっとしたほうがいいかと思います。特に勤続年数とか経験年数というと、有期契約の人がどうなのか。ですから、まず職員が誰かということ。

2番目は、加算のときに勤続年数や経験年数に応じて、多分これは定着して勤続を延ばす。経験年数のほうは、転職しても保育士さんなら保育士さんで移っていく。どちらを重視するのか。両方重視するのか。これがちょっと曖昧で、つまり、キャリアアップも経験年数を延ばすのであれば、施設がかわったキャリアアップというのも当然あるわけですね。

だけど、キャリアアップというのは、特定の施設の中でキャリアアップというと、これは勤続年数のほうなのです。ですから、通算を議論していながら、どちらなのか。勤続年数の通算を勤続年数と言ってしまうと誤解なので、勤続年数というのは、普通1つの法人の年数ですから、これは勤続年数。あとは経験年数ですね。

だから、これをどう評価するのが、これだけ読むとよくわからない。ですから、もし両方見るのであれば、キャリアアップも両方あり得ていいわけですね。ある法人でどこまでやって、次の法人でもう少しできたろうと。そういうことを考えるのかどうかです。

あともう一つは、例えば6ページのところの勤続年数を延ばしていくために、給与体系という議論がありますが、経験年数で言うと、賃金制度も勤続年数リンクではだめなのです。経験年数リンクにしないと。ですから、給与制度も、つまり、その法人での勤続にリンクするといったら、定着促進ですよ。

そうでなくて、キャリア、つまり、経験を重視するのだったら、勤続年数でなくて経験年数。

だから、これは中身をよく読むと、どうやって人事管理していいかわからない。なので、これだと人事管理ができないと思います。というので、それはちょっと問題だなというふうに思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございました。その点は整理したいと思います。

では、事務局側からお願いします。

○朝川保育課長 保育課長です。

何点か御質問がございましたので、その部分について。

まず、保育所の委託の場合の会計監査以外の部分の監査はどうなるのだという御質問がありましたが、ここの部分は、いわゆる行政監査の対象であると。会計監査は外部監査でやっていただいていますので、そこは省略できますけれども、それ以外のところは引き続き市町村の行政の監査の対象になるということになると思います。もし外部監査を受けた場合です。

あと、坂崎委員と山口委員とで、処遇改善の加算と使途制限の関係について若干議論がありましたので、考え方の整理の助けになればと思いますが、公務員と比較して民間の給与が低いということを改善するために加算、そういう民改費がついているということでございますが、実際は保育所全体の運営費のやりくりの中で施設整備の借り入れの返済に充てるとか、若干使途制限の緩和のところをそういう費用に使ってもいいということになって、実際多くの法人が使われていると思います。それを衣がえして、今回民改費のところ、根っこも含めて処遇改善加算という形にするわけですので、完全に根っこから取り扱いを今と変えてしまうと、今までの償還財源はどこに求めたらいいのかという話にもなってきますので、基本的には今で言う民改費と比べて上乘せされる部分について、しっかり処遇の改善につながっているのかどうか、そういったことの実績管理を必要とするということになってくるのではないかと思います。詳細のところはこれからもう少し詰める必要があるのですが、基本的な構造はそういうことではないかと思えます。

しかしながら、一方で、処遇改善加算は、全体として処遇改善を目指していきましょうという趣旨での加算であるということに変わりはないということも踏まえながらということだと思います。

次に、北條委員から今回も御指摘を受けましたけれども、使途制限のところの書きぶり、何点かのところで今までの説明と違うのではないかとということでございます。

まず、公定価格の議論をさせていただいているときには、これは認定こども園にしる、幼稚園にしる、保育所、いずれについても、利用するお子さん一人一人に着目してお金の支払いがされる。そういう意味で、個人に着目したお金の支払いがされるということで、共通の性格を持っています。したがって、人数別単価であるとか、いろんな基本部分、加算、公定価格の構成要素がありますけれども、そういうことを議論するときには共通の議論ができるであろうということでございます。

ただ一方、今回お示ししている使途制限のところ、あるいは指導監督のところについては、公的な財源が支給されるときに支給の仕方が、私立保育所については、市町村からの委託である。これは前回も申し上げましたが、法案の国会修正のときにそういう形に修正されているということを受く必要がありまして、そういうことを踏まえれば、市町村からの委託費という性格を維持すべきである。そういうことから踏まえると、この使途制限については、やはり一定の制限をかけていく必要があるであろうということになりますし、委託費である以上は、市町村がしっかり指導監督をする、そういう対象にもなってくるであろう。そういう考え方の整理をお示しさせていただいているということでございます。

吉田委員から4ページ目のグラフについて、公務員もというお話がありました。今回お載せし

ましたこのグラフは私立保育所ということで、今の民改費のデータに基づいてとったものでございまして、公務員について一般財源化されている関係上、私どもにそういうデータがないので、何か代替できるものがあるのかどうかを探してみる必要があるかと思いますが、そういう意味での制約があるということは、現時点で申し上げさせていただければと思います。

最後に、佐藤先生から概念の混同について指摘をいただきましたので、その辺を踏まえましてしっかり整理していきたいと思っております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

お願いします。

○林幼児教育課企画官 文部科学省です。

北條委員からの2点目の指摘です。資料の14ページの表現です。3番目の○や4番目の○の表現の給付費を受領する施設類型については、公認会計士等の財務諸表等監査を基本としてはどうかというところについてでございます。これは確認、基準のときの議論にもあったかと思っております。今回の新制度では、委託費である私立保育所以外の施設類型について、必ずしも全ての園が私立幼稚園から来ているというわけではございません。また、現行の私学助成法でも全ての私立幼稚園が公認会計士等監査を義務づけられているわけでもない。こういったことを踏まえまして、全部の施設について一律に義務づけるということにはしておりません。

ただし、ここに書かせていただいている基本というのは、まさに基本でございまして、原則としては公認会計士等監査を受けていただくということ、これがベースでありまして、今、申し上げたような事情にあるようなところ以外は基本的に公認会計士等監査を受けていただくということをまさに基本と考えているということで、受けても受けなくてもよいというよりも、むしろ基本的に公認会計士等監査で対応していただく。それは認定こども園になったところについても同様。そういうふうを考えてこの表現にさせていただいております。

○無藤会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に入らせていただきたいと思います。続きまして、私立幼稚園の意向調査結果」及び「認定こども園についての対応状況」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○淵上幼児教育課長 文部科学省幼児教育課長の淵上でございます。

お手元の資料2に基づきまして「私立幼稚園（認定こども園を含む）子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査の結果」を御報告申し上げます。

調査概要でございます。調査対象は全ての私立幼稚園の設置者でございまして、調査時点、6月に調査票を配布いたしまして、7月に基本的に回収をしているということでございます。回収率はここにありとおりでございます。

なお、次に書かせていただいておりますけれども、この調査結果は、今、申し上げた調査時点における各施設の移行等に関する意向を取りまとめたものでございますので、その後の状況などによりまして変更している可能性があるということは御留意いただければと存じます。

それでは、2ページ、調査結果でございます。

まず、新制度への移行について、幼稚園6,805園からの回答の結果でございます。

I番にございますように、平成27年度、来年度に新制度に移行する、あるいは移行する方向で検討しているという園が1,505園。これが6,805園のうちの22.1%に相当いたします。

これの内訳でございますけれども、「新制度に移行する」というところが795園、「方向で検討中」が710園、およそ半々ずつという状況でございます。

また、移行する際の形態でございますけれども、現在の幼稚園から認定こども園となって移行するという園が825園ございます。その際の類型については、ここにあるとおりでございます。

また、幼稚園のまま新制度に移行するというところが585園、全体の8.6%となっているところでございます。

大きな2番目が、平成27年度に新制度に移行しない、「移行しない方向で検討している」を含めたところが、冒頭1番の22.1%の残りの77.9%、5,300園という状況でございます。

ただ、この中でも、「①平成28年度以降、新制度に移行する方向で検討中」という園が878園、12.9%ございます。

「②28年度以降、新制度に移行するかどうか状況により判断」というところが約50%。「新制度に移行する予定はない」というところが15%というところがございます。全体を総括いたしますと、6,805園のうち27年度以降、移行の方向が22.1%、28年度以降の移行の方向が13%ぐらいでございますので、35%ぐらいの園はその方向で検討している。

また、50%に近い園について、移行するかどうか状況を見ながら判断をしていきたいというふうな結果でございました。

続きまして、3ページ目でございます。認定こども園の新制度への移行の状況でございます。

まず、幼保連携型認定こども園535園の新制度への移行につきましては、85.6%の458園が新制度に移行するという回答でございました。

どういう類型で移行するかというところでございますが、現在の認定こども園の類型で移行するというところが431園。類型を変更して新制度に移行するというところが12園。また、幼稚園と保育所に一旦戻るのだけれども、その上で新制度に移行するというところが7園。その他、※印で下に詳しく書かせていただいておりますけれども、いろんな形態で新制度に移行するというところが8園でございます。

また、2番にございますように、幼稚園と保育所に戻って、幼稚園について私学助成を受けるという園が60園、11.2%ございました。「3. 上記以外」というのは、回答がちょっと不明だったりするようなところでございました。

Ⅲが幼稚園型認定こども園391園の新制度への移行状況でございます。391園中355園90.8%が新制度に移行するというので、このうち229園が現在の類型のままで移行。また、124園は類型を幼保連携型に変更して移行するという。また、幼稚園に戻って新制度に移行するというところも2園ございます。

また、幼稚園に戻り、幼稚園については私学助成を受けるというところが25園、6.4%という状況でございました。

最後に、4ページ目でございます。小規模保育事業等について、27年度に幼稚園である予定の

ところが小規模保育事業、これは家庭的保育事業も含まれますけれども、実施を希望あるいはその方向で検討中の施設が1,397園、24.5%、およそ4分の1の幼稚園がこういう事業を検討しているというところでした。

冒頭申し上げましたように、7月時点での結果として取りまとめさせていただいております。なお、各都道府県の協力を得てこの結果を取りまとめたところですが、各都道府県別のデータにつきましては、現在最終確認中でありまして、本日はお示しすることができないのですけれども、確認がとれ次第、また改めて公表させていただきたいと考えております。

御説明は以上でございます。

○長田参事官 それでは、引き続きまして、資料3に基づきまして「認定こども園についての対応状況」についての御説明、御報告を申し上げたいと存じます。

認定こども園につきましては、前回の子ども・子育て会議の中でも試算の結果、減収が見込まれるなどの理由から認定返上を検討したいという声が上がっているとの御指摘を受けていたところでございます。

こうした状況に対応すべく、この間、任意の協力を得て幾つかの施設からデータを提供いただいてその分析を進めるとともに、まずは正確な情報提供と理解促進を進めていくことが必要であることから、一定の対応を行ってきたところでありまして、その対応状況について御報告を申し上げる次第でございます。

まず、資料1ページでございます。1つ目の○にございますように、幾つかのサンプルデータで見受けられるのが、現行の収入と公定価格による試算において正しい比較が行われていない可能性というものがかなり考えられる、見受けられるということから、まずは取り急ぎ試算のチェックポイント、詳細なものを取りまとめまして、資料では「都道府県」とだけ書いていますが、都道府県及び関係団体に情報提供を行ったところでございます。この中身につきましては、後ほどもう少し触れたいと思います。

また、関係団体からの御要望も踏まえる形で、事業者向けの説明会を開催させていただきました。まず、取り急ぎ8月28日に開催いたしましたところ、もともと会場のキャパシティの制約もございまして、動画を配信することによって、参加できなかった方にも共有できるような形で開催を計画していたところですが、予想を超えるかなり多数の御応募をいただきましたことから、急遽、明日に700人規模で収容できる外の施設を借りまして、2回目の説明会を開催する予定としております。

さらに、これらの情報を事業者の方にしっかりと御理解いただくと同時に、いろいろな形でサポートしていただくべきは都道府県、市町村といった自治体の皆様ということでございますので、これらの内容をしっかりと都道府県あるいは市町村の皆様に御認識をいただくことが大事であろうということで、これまでも大体2～3カ月程度に1回の割合で都道府県の御担当の方にお集まりいただいて説明会を開催してまいりましたけれども、去る9月4日には、都道府県の中でも私学助成を担当されている担当者の方に特化した説明会をいたしまして、さらにその翌週には新制度全体を担当するセクションの説明会を開催したところでございます。

これらの会議の際に、事業者に対して提供している情報提供とあわせまして、認定こども園あ

るいは幼稚園の関係の皆様から特に早期の提示を求められていました幼稚園型の一時預かり事業の単価でございますとか、応諾義務の運用のあり方、また、利用調整の運用のあり方、こういったものなどにつきましても考え方を整理の上、新たに提示をしたところでございます。

2ページ以下は、これらの説明会で配付した資料を抜粋したものでございます。時間の関係もございまして、ポイントをかいつまんで御説明をしたいと思います。

まずは4ページのところでございます。公定価格に関しまして、よくある誤解というものを整理いたしております。一つずつは説明いたしません、特に今回の公定価格の単価適用において、従来の認可定員とは別に市町村が定める利用定員、そういう概念が設けられている。これがベースになるというところございまして、こういったところが十分に理解、浸透していなということが見受けられたところでございます。こういったことをしっかりとお示しをしているところでございます。

また8ページをご覧いただければと思います。今般の取り組みの中で、まずもって対応させていただきました試算のチェックポイントに関しまして、試算誤りの構造について整理をしたのが8ページでございます。現行と新制度というふうに比較が書かれておりますけれども、今回、皆様方から御議論いただいて整理をいただきました公定価格、この図で言いますとAに相当する部分というのが公定価格で保障される費用の部分ということになります。

それに対しまして、全体的には公定価格でカバーされる部分以外の要素も含めてCという高さの部分が現行の収入で、往々にして見られましたのが、今、足元にあります収入、すなわちCの高さと、それから公定価格で賄われるところのAの高さというものを比較して、その結果、減収になるというふうに受けとめられているというケースが多く見受けられたというふうな印象を持っているわけでございます。

ただ、全ては申し上げませんが、例えば今、私学助成という形で公費が出て賄われている部分のうち、現行のほうを見ていただきますと、私学助成、一般補助⑧、それから特別補助で特別支援教育⑩、預かり保育⑪というふうにございますけれども、いわゆる公定価格に基づく施設型給付費に移行する部分というのは、私学助成の⑧に相当する部分でございます。移行した上で、質改善による充実が図られるということなわけでございますが、⑩の部分につきましては、私学助成に残る園も、新制度に移行する園も、いずれも引き続き私学助成の特別補助という形での財政支援を受けるということになっておりますので、この比較においては、現行収入から⑩の分を引いていただく、もしくはAの部分に③の分も足していただくというような形にしないと正しい比較にならないわけでございます。

同じように⑪の部分、これもこの会議でも相当議論をいただきましたけれども、新制度の体系のもとでは、原則として市町村事業で実施する一時預かり事業に移行するというところでございます。ここの部分の費用につきましては、いわゆる公定価格の中で見るということではございませんで、この一時預かり事業を実施した場合に、市町村からの委託費なり補助金という形で賄われるということでございますので、こちらにつきましても同様に現行収入から⑪を引いていただく、もしくは公定価格Aの計算されたものに④を足していただくという形にしていだかないと正しい比較にならないということでございます。

そのほか幾つかの要素もございますが、比較において誤りやすい構造的な部分というのがございます。大枠のところではこういったことは既に公定価格の仮単価をお示しして、試算ソフトを提供したときにお示しをしておりましたが、関係の皆さんはこういった構造になれていらっしゃるということもあって、かなり細部にわたるきちんとした説明が必要であったというふうな反省をしております、そのあたり、今日資料としてはおつけしておりませんが、詳細な算式を示したものをチェックポイントということでお示しをしたところでございます。

続きまして、9ページのところでございます。こちらにつきましては、既に子ども・子育て会議においても議論の俎上に上がった部分でございますけれども、現行の幼保連携型認定こども園というのは、あくまで2つの施設から構成されるというのが現行の仕組み。これに対しまして、新制度におきましては、こういった二重行政の弊害も排除するという観点から、1つの認可でもって単一の施設として施設を運営していくということで、新幼保連携型認定こども園というのが位置づけられている。

その結果、現行ではあくまで2つの施設ですから、2人の施設長がいらっしゃるというものにつきまして、基本的な考え方としては1つの施設については1人の園長先生だろうということでございます、現行収入との比較におきましては、1人の施設長分の人件費が減になるということでございます、この点につきましては試算誤りということではなくて、制度的に生じる減収要因というところでございます。

新たに新幼保連携型をつくられるというケースはともかくとしまして、現に幼保連携型認定こども園を運営されているようなケースにつきましては、経過措置を求めるといような意見書もいただいているところでございます。この点につきましては、その他、公定価格をめぐりましてさまざまな課題も御指摘をいただいておりますので、そういった点も含めまして、年末の予算編成過程における公定価格本単価の決定プロセスにおける検討課題の一つとして受けとめさせていただきたいと考えております。

続きまして、10ページ以降でございます。私立幼稚園の財政構造の変化について、少し説明をさせていただければと思います。全体の議題が認定こども園についての対応状況ということとなっておりますが、この認定こども園の関係の議論と私立幼稚園の財政構造の変化というものは実は密接にかかわっていると考えておりますことから、この点につきまして御説明をさせていただきたいと思います。

まず、10ページの左側「現状」というところを見ていただければと思います。私立幼稚園の全体の運営というものがどういった財源で賄われているかということを示したものでございます。保護者からいただくいわゆる保育料等の保護者負担、そして就園奨励費、都道府県から行われる私学助成、こういったもので基本的な運営が賄われているということで、全国マクロで見ると、大体6,200億円程度という総額の中で私立幼稚園が運営をされているということでございます。

新しい制度のもとでは、利用者負担とともに、国と都道府県、市町村がかなりまちまちにやっている部分を、統一的な基準というものを示した上で、国と自治体で2分の1ずつ費用負担をする部分、それから経過措置という位置づけでございますけれども、当分の間自治体のみで費用負

担をしていただく部分ということで、いわゆる2階建て構造という形で費用負担の構造を再編成しようということになっているわけでございます。

この費用負担の具体的な水準ということになるわけでございますが、12ページをご覧くださいればと思います。

まず、現状でございますが、私学助成というのは基本的に実施主体が都道府県。都道府県の実施する私学助成に一定の範囲で国が補助をするというのが今の仕組みでございますけれども、都道府県が実施主体となって行っている私学助成については、その水準においてかなりばらつきがあるところでございまして、ここにございますように、園児1人当たり約1.6倍の格差があるという状況がございます。こういったものを全国統一的なものに整理をするという中で、特に2階建ての、先ほど私が申し上げました自治体のみで費用負担をしていただく部分につきましては、この間の議論の中で基本的に国が標準的な水準というものを示した場合に、その水準というものが保障されるように強く求めるべきだというようなお声を受ける形で、今年の4月に事務連絡を発出いたしまして、国が定める全国的水準を確保していただくということを強くお願いをしたところでございます。

去る9月4日の都道府県私学担当者向け説明会におきましては、このお願いに加えまして、全国的水準を超える部分の独自助成についての検討というものを依頼したところでございますが、その依頼の趣旨につきまして御説明をしたいと思います。

まず、1号認定の子どもの公定価格というのは、ちょっと繰り返しになりますけれども、現状の私学助成及び就園奨励費補助等の全国的水準を前提といたしまして、一定の職員配置基準などに基づいて教育・保育の実施に通常必要と見込まれるコストを園児1人当たりコストに割り戻して設定している、そういうものでございます。人数、規模にかかわらず必要となる共通的なコストというものがございまして、御案内のとおり、定員が大きくなるほど単価が下がるというような設定になっているわけでございます。

これに対しまして、私学助成は、各都道府県ごとの水準にまず格差があるということ、これに加えまして、配分方法も異なりますことから、その水準や配分方法により、園によっては私学助成の支援のほうが高い水準になる、いわゆる逆転現象というものが構造的に起こり得るというふうに考えております。

13ページをご覧くださいればと思いますが、こうした構造を踏まえまして、特に私学助成の水準が国庫補助や地方財政措置により制度的に保障している全国的水準よりも高い都道府県においては、消費税を活用して社会保障・税一体改革の中で少子化対策を充実するとされております趣旨も踏まえまして、地方自治体独自の上乗せ助成の継続的な実施と方針等を早期に公表していただくということにつきまして、検討のお願いをしたところでございます。これが13ページの右の図の吹き出し「地方自治体独自の助成措置（機関補助など）」と書いている部分でございます。

最後に、利用者負担につきまして少し触れさせていただきたいと思っております。14ページでございます。

私立幼稚園や認定こども園につきましては、国の基準をもとに市町村が設定する一律の利用者負担に加えまして上乗せ徴収というものが可能な仕組みとして設計をされているところでござい

ますが、事業者の皆様から、特に上乗せ徴収の方法とか、あるいは具体的な保護者への説明についての不安の声が多数寄せられていたところがございます。そういったお声を受けまして、そのあたりのイメージというものを整理してお示しをしたものが14ページ以下の内容ということでございます。

まず、そもそも上乗せ徴収といいましても、現在の保育料水準と比べまして、市町村が定める利用者負担額で賄い切れない部分というものを補うということをもともと想定したものでございますので、上乗せ徴収を行うということが、現行と比べて値上げになるというものでは必ずしもないというふうに考えております。ただ、どうしても「上乗せ徴収」という言葉のイメージが保護者との関係では誤解を与える、そういう面もあったかなというふうに思っております。今回「基本負担額」、これは市町村が定める額、例えば「基本保育料」というふうに呼んでいただいてもいいかもしれません。それから、私どもが従来「上乗せ徴収」と呼んでいた部分を「特定負担額」あるいは「特定保育料」といったような言葉で整理をしていただいて、説明をしていただくというのはいかがかというような考えをお示ししております。

また、従来「上乗せ徴収」と申しておりました特定負担額につきましては、14ページの図にイメージがございますが、入園時に一括して取っていただくという形、あるいは毎月の保育料に上乗せをする形で取っていただく、あるいはその組み合わせということでもよいということをお示しさせていただいております。

また、14ページの四角囲いの3つ目の○に戻っていただきますけれども、前回の子ども・子育て会議で検討案をお示しした低い利用者負担を設定する経過措置についてでございますが、その適用対象につきまして、ここに書いてございますように、在園児のみならず新規入園児も対象とするということを明確にしつつ、ただ、経過措置であるという性格を踏まえまして、※印にございますように、「5年経過時点で市町村の基本負担額に合わせるように努めることが基本」という旨もあわせて明記をし、お伝えをしているところでございます。

このほか、詳細な説明は略させていただきますけれども、16ページにございますように、現在、入園料として徴収されている費用の性格といったものを整理いたしまして、新制度におきまして、当該費用の相当分というものをどういう条件なり、どういう位置づけによって徴収可能かということについて詳細な整理もお示しをしたところでございます。

私からの資料3に関します説明は以上となりますが、本日、資料5として御用意をいたしました幼稚園型一時預かり事業の補助単価につきましても、認定こども園や私立幼稚園の移行の検討に際しての重要な考慮要素の一つとして、先ほど申し上げましたとおり、早期の提示が求められたものでございますことから、関連する事項といたしまして、引き続き幼児教育課長から御説明を申し上げます。

○淵上幼児教育課長 それでは、資料5に基づきまして「一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価について」の御説明をさせていただきたいと存じます。

今、長田参事官から御報告ございましたように、幼稚園型の預かり保育事業については、関係の方々から早期の提示が求められておりましたので、取りまとめて9月11日の都道府県の担当者会議でお示しをしたところでございます。

それでは、1ページ目をご覧くださいと思います。本会議でこれまで何度も御検討いただきましたとおり、1ページ目にまとめておりますような基本的な枠組みで制度を検討してきたところでございます。おさらいになりますけれども、簡単に概要を確認させていただければと思います。

まず、実施主体は市町村ということで、子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として実施をする。

実施場所は幼稚園または認定こども園。

対象児童は在籍園児が原則ですけれども、園児以外の子どもの一時的預かりもあわせて実施可能というふうなスキームでございます。

職員につきましては、認可保育所と同じような職員配置基準で考えてございます。2人以上の配置を原則といたしますけれども、幼稚園等の職員の支援を受けられる場合には1人でも可というふうな形でございます。

資格としては、保育士、または3歳以上児については幼稚園教諭の資格ということでございます。

設備・面積は、ここにあるとおり、認可保育所と原則同じにしてあります。

今日、これから御説明します補助単価につきましては、一時的預かり事業の他の類型、一般型の類型ですとか公定価格との整合性を踏まえて検討するというところでございました。

実施形態は、居住市町村が園に委託等をして実施するということが基本となっているわけでございます。

下の参考でございますけれども、2つ目の○にございますように、現在、幼稚園は預かり保育推進事業を私学助成の形で実施しております。全都道府県で7,454園、私立幼稚園の94%で実施している。この現状を踏まえて検討をしてきたわけでございます。

2ページ目はまた後ほど御説明をいたします。

3ページ目をご覧くださいと存じます。財政支援の変化ということでございます。先ほどの御説明でもありましたけれども、私立幼稚園の行っております一時的預かり事業につきましては、現在、現行の私学助成という形で実施をされてございます。補助の実施主体は、左側でございますように、都道府県、補助基準額は年間65万円～228万円。これは事業の形態によって幅がございます。平均値は3つ目の※にございますが、1園当たり約137万円というふうな実績でございます。

一方、利用者負担につきましては、これは各園で設定をしているわけですが、全国の平均を見ますと約168万円ということでございます。

費用総額は全体で290億円ということで、私立、公立、下にあるような構造でございます。これを一時的預かり事業（幼稚園型）ということで、真ん中にございますように、量の拡充、また質の改善を図って新しい事業に移行していくということで設計をしているわけでございます。

この実施主体は市町村でございます。今回お示しをいたしました補助基準額が、国基準といたしまして1日1人当たり400円という仮単価を示させていただきました。なお、これには上限・下限を設ける、また休日加算・長時間加算というのを設けた上で、1日1人当たり400円というのをベースに設計をしてございます。

利用者負担につきましては各市町村が設定をいたしますけれども、現状は、2つ目の※にございますように、各園が設定をしているという状況がございますので、私立については各園の設定に委ねるということが想定されるということでございます。

3 ページの右下にございますように、先ほどの量拡充、質改善、全体の状況を反映しますと、仮に10割、全体が移行したと仮定いたしますと、費用総額290億プラス30億ということで事業が実施をされるという全体設計になってございます。

4 ページ目でございます。先ほど申しあげました400円の仮単価についての考え方でございます。仮単価の設計の対応方針は、これも子ども・子育て会議で御審議をいただいたとおりでございます。対応方針としては、1日当たり単価を設定して、年間延べ利用児童数に応じて補助を行う。事業規模に配慮して上限・下限を設ける。長期休業日等の加算も行う。園児以外の子どもを受け入れる場合には別単価を設定するという。また、補助単価は一時預かり事業の他の類型や公定価格との整合性を踏まえて検討する。

「考え方」のところでございますが、現行の預かり保育、私学助成の標準的水準を踏まえて、利用料との負担割合は基本的に1対1を想定した上で、定額補助をする。なお、小規模施設については別途配慮するというところでございますけれども、特に小規模施設については、少なくとも1名の職員（非常勤）が配置できるように下限額を設定するというところでございます。

休日については別途休日単価、長時間についても基本分単価の追加。

園児以外につきましては、今回はまだ検討中ございまして、他の類型の単価を踏まえながら、今後予算編成過程において園児以外の子どもの補助単価を検討する予定でございます。

5 ページ目でございます。今、申しあげました基本的な考え方に基きまして通常単価分を400円と設定しているわけでございます。この400円は、1日当たり平均利用園児数が8名を超える、年間延べ利用見込み人数2,000人。これは年間250日で、1日8名が利用した場合の人数でございますけれども、これを超える施設に適用するというところで考えております。

6 ページをご覧ください。今、申しあげました1日単価400円の仮単価でどういふふうな事業規模になるかというところでございます。

「平均的に規模の施設における一例」ということで書いてございますが、実施日数が250日、1日平均利用者数が16人の幼稚園でございます。16人というのは、大体平均的な規模の幼稚園の園児数が160名でございまして、そのうち約1割が平均的に利用しているという実態を踏まえまして、標準的、平均的規模の施設で1日16人の子どもが年間で250日間利用するという場合の状況でございます。

休日分、長時間預かり分は後ほど御説明いたしますけれども、これで基本分の単価400円で計算をいたしますと、真ん中のほうの○でございますが、「400円×16人×250日」ということで、160万円の公費が入ることになります。また、想定利用料は、先ほど申しあげましたように、1対1で想定してございますので、160万円利用料ということでございます。

これに休日分、長時間分を若干加えますと、総事業費424万円という設計になってございます。これで年間2名の職員を配置した上で、預かり保育事業が実施できる。こういう設計で通常単価400円ということで設計をしてございます。

また5ページに戻っていただきますと、今、申しあげましたのが通常単価でございますが、小規模な施設、先ほど申しあげました8名に至らない利用園児数の場合の単価でございます。この場合は、少し下のほうに「設定の考え方」としてございますが、「1日当たり平均利用園児数8名以下の施設に適用」ということで、1施設当たりの想定事業費額を年額160万円、補助下限額を年額80万円に設定するというように考えてございます。これは、少なくとも1人の保育を担当する職員が雇用できる、そういう形で設定をした額でございます。

説明が前後いたしますけれども、7ページをご覧くださいますと、今、申しあげたことのイメージがつかめるかと思えます。「一時預かり事業（幼稚園型）の補助仮単価について（4）」のところでございますが、上のほうが園児1人当たりの日額、下のほうが施設当たりの事業費総額、総収入ということでございます。

下のグラフをご覧くださいますと、横軸に2,000人のところがあるかと思えますけれども、2,000人を超える園につきましても、利用者負担あるいは公費補助が1対1の割合で事業費がその利用者数に応じてふえていくということになっておりますが、2,000人に至らない園につきましても、保護者の想定利用料を400円に抑えた上で、その分公費で補助をしていくということで、事業費総額が160万円になるように設計をしているということでございます。

この関係上、上のグラフにございますけれども、1人当たりの保護者の想定利用料は400円でございますが、小規模園につきましても、その分公費補助が高くなっている。8人を超えるところにつきましても、一定の公費補助といったようなことで設計をしているわけでございます。

もう一度5ページに戻っていただきまして、今、申しあげましたような形で通常単価、小規模施設の単価を設定しているところでございます。

また、休日単価につきましても、通常単価は1日当たり4時間をベースに400円と設定してございますので、休日単価は1日預かるということで800円、長時間加算単価については、園児1人当たり100円ということで設定をさせていただいております。

利用料については1対1ということをご想定してございまして、補助単価と同額の日額利用料400円を徴収することを想定しているところでございます。

以上が仮単価についての御説明でございます。

10ページをご覧くださいたいと思えます。現在は私立幼稚園の私学助成、預かり保育事業ということで実施をしております。先ほど公定価格の説明のところでもございましたけれども、現在の私学助成の仕方が、各都道府県によってまちまちでございます。私学助成のやり方はそれぞれ工夫をしてやっただけという実情がございますので、今回の制度設計に当たりまして一つ工夫をさせていただいている点がございます。

2ページに戻っていただきたいと思えます。真ん中のところでございます「『施設型給付』を受ける幼稚園」、これは新制度に移行する幼稚園でございますけれども、先ほど来御説明を申しあげておりますが、施設型給付を受ける幼稚園が預かり保育を実施する場合には、原則として一時預かり事業に移行するというように、今、御説明をしたとおりでございます。この場合に市町村から一時預かり事業を受託して実施する。その際の仮単価が今、申しあげた単価というところでございますが、ただ、現行の私学助成のスキームが各県によってまちまちという状況がござい

ますので、この点線をつないでございますが、施設型給付を受ける幼稚園でありましても、その状況によっては現在と同じような私学助成による預かり保育の補助を受けることができる、そういうスキームにしてございまして、状況に応じて事業者のほうで選べるということにしてございます。移行するということを原則としつつも、下の*のところでございますが、市町村が認定こども園や幼稚園に「一時預かり事業」を委託しない場合、設計をしないということもあるかもしれません。あるいは従来の預かり保育の支援方法との間に大きな差異がある場合など、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園に対する経過措置といたしまして、今、申し上げましたような私学助成のスキームを経過措置として残しつつ、新しい一時預かり事業として実施をしていく。こういう形で設計をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

一時預かりについても早目の御説明をいただきまして、3つの話題でございました。

それでは、皆様方から御質問、御意見を頂戴したいと思います。

それでは、秋田委員からお願いします。

○秋田委員 東京大学の秋田です。御説明ありがとうございます。

「認定こども園についての対応状況」という資料の9ページ目のところでございます。移行の調査等の結果を伺いましても、移行をためらったり、もとに戻るといような選択肢を選んでいくところも現実にある。その一部は誤解もあるだろうと思いますが、「幼保連携型認定こども園の運営の効率化の例」と書かれているところで、「運営の効率化」というのは一体何なのでしょう。私たちは保育の質の向上ということが量の拡充とともに重要だと考えてきたわけです。

しかしながら、ここに書かれている合計2人の園長が1人となるということが、例えば施設規模であったり、1つの合築型でないような施設で必然的に2人いるということの重要性というものの、今までは園長と所長両方が幼保連携型認定こども園であり得たわけですが、今度は1人になってしまう。これは質の向上に逆行することになります。

先ほど経過措置を検討課題の一つにしたいというお話がございましたが、これは検討課題の一つというようなものではなく、一定の制限はあるにしても、優先順位が高く、質を改悪していく例の一つだと思いますので、ぜひ御検討をいただきたい。職員の中でも、特に責任を持っているようなリーダーシップを担う人が1人従来から新制度への移行の中でいなくなるということがどういった問題を生むのかということは、やはり人の問題として極めて重要ですので、お考えいただきたいというふうに強く思うものです。

同様に、13ページ「私立幼稚園の財政構造の変化」というところで、先ほども御説明がございました、全国的水準より高いというのが書いてあります。点線部分、「質の改善」と「地方自治体独自の助成措置（機関補助など）」、これは紫を見込んでいるのか、緑なのか、その辺をはっきり伺いたいところですが、恐らく私学助成ということで、「新制度に移行する私立幼稚園についても、引き続き、私学振興を目的とした地方自治体独自の上乗せ分等の助成を実施するか否か等を検討し、できるだけ早く、助成措置の方針や内容を公表して頂きたい」と書いてあるのですけれども、検討し、公表するだけではなく、極力この部分を埋めていくことによって、どの園も

こういうのを安心して判断ができるような形にさせていただきたいと考えているところであります。それが一時預かり事業の場合、今、御説明がありました2ページの*のところにも「引き続き、私学助成による預かり保育補助を受ける必要がある場合」ということで、施設型給付を受けるけれども預かりをとるところ等にもあらわれてきておりますが、このあたりは各自治体の判断というのが当然あると思いますけれども、できる限りこれを実施するというような方向で前向きに検討していただきたいと強く思うものであります。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、奥山委員、お願いします。

○奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会、奥山です。

今、秋田先生がおっしゃられたとおり、やはり全国の幼稚園の皆さんがなかなか決められない理由のところは、こちらの13ページのところ、「新制度に移行する私立幼稚園についても、引き続き、私学振興を目的とした地方自治体独自の上乗せ分等の助成を実施するか否か等、助成措置の方針や内容」について、まだ県の決められない部分というのが大きいのかなと思いました。

特に都道府県の私学助成は、都道府県のところで1.6倍の差があるという中で、新しい制度に移行するところでは、ここの部分を何とか調整していく必要があるのだろうと思います。そこは円滑に制度に入っていくために乗り越えていかななくてはいけないところなのだろうなと思っております。

関連して、一時預かりのところは、私学助成で預かり保育を実施するのか、施設型の給付に入った形での預かりになるのか、その辺の金額のところは気になるのかなと思います。

今回、幼稚園型の一時預かりのことについて検討されていますけれども、幼稚園においても0～2歳の一時預かりも可というふうになっております。今、各市町村でニーズ調査の結果を踏まえて、「地域子ども・子育て支援事業」の計画も一緒になさっていると思いますけれども、0～2歳の一時預かりのところも、幼稚園での取り組みということをおわせて考えますと、この辺の価格のところも早目に御提示をいただくということが大事ではないかなと思っております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、井奥代理人、お願いします。

○井奥代理人 全国知事会でございます。

認定こども園の仮単価の問題につきましては、国におかれましては都道府県の担当者への説明会に加え、全国の施設に向けた説明会を開催していただきますなど、真摯な対応をしていただいているところではございますが、都道府県の財政支援が地域によって異なるといった側面があるにいたしましても、収入が大幅減となるケースを不安視する声が引き続き都市部の自治体などを中心に数多く寄せられております。

新制度への移行を目前にして既存の施設が認定こども園を継続できないといった事態になりましたら、大きな混乱を招くことにもなりかねませんので、教育・保育の質の向上につながる施設給付として地方財政措置を含めた改善を図っていただきますよう、もう一段の検討をお願いした

いと思います。

その際には、施設はもちろんのことでありますが、特に大きな不安を抱えておられる自治体に対しまして十分な理解が得られますよう、もう一段の説明をしていただければありがたいと思います。

併せて、この場をお借りしまして、新制度への移行まであと半年を残すところとなりましたけれども、市町村では大変膨大な業務に追われております。国のほうにおかれましても、省令とか施行規則の改正など大変な業務を抱えておられると存じますが、今後市町村が具体的な手続を進める前提となります条例や規則等を制定するに当たって、必要となります通知や要綱などにつきまして早急にお示しいただきたいとの要請が市町村から都道府県レベルにも数多く届いておりますので、この点についての御配慮についてもよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、齋藤代理人、お願いいたします。

○齋藤代理人 まず、私立幼稚園の意向調査結果についてです。三鷹市では個人立の幼稚園が多く、市内16園中8園が個人立といった事情がありますけれども、新制度への移行に向けて、限られた時間の中で私立幼稚園への積極的な情報提供、情報交換会の開催、またヒアリングを実施し、準備を進めてきました。特に現行の入園料や施設整備費と新たな保育料、公定価格で賄えない費用の徴収や実費徴収などをめぐって厳しい意見交換をしてきております。

9月に入りまして大部分の自治体が新制度に向けた条例制定の議会審議を行っている真っ最中です。これまで全国の自治体、事業者から多くの意見、質問が寄せられていることと思いますが、自治体向けあるいは事業者向けのFAQを随時更新していただき、情報提供に努めておられることに感謝いたします。引き続き重要な情報が抜け落ちないように、正確で早目の情報提供を重ねてよろしくお願ひいたします。

基礎自治体としても、予算編成前ではありますが、都道府県と連携し、利用者負担や自治体加算などのあり方を鋭意検討しており、できるだけ速やかに給付の内容が明らかとなるよう丁寧な対応に心がけたいと考えております。

続きまして、認定こども園についての対応状況についてです。認定こども園の返上の動きについては懸念しておりましたが、公定価格の試算のチェックポイントをまとめて、かつ具体的に誤解されている部分を解析し、認定こども園や都道府県私学担当者向けの説明会を開催されたことは、新制度に向けての大きな前進につながると考えております。

説明資料の中に、「平成27年度の公定価格については、予算編成の過程においてその他の課題も含めさまざまな御意見、御指摘等を踏まえ、必要な調整を図っていく上で確定させる」とあります。これから平成27年度の予算編成も大詰めを迎え、市議会の質疑の中でも財源確保が必ず議題となります。経済、景気の動向が大いに気になるところでありますけれども、改めて財源の確保に最大限の努力をお願いいたします。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

幼稚園の皆さんの4分の1もの方々が小規模保育に御興味を持ってくださっているという調査結果が出まして、大変うれしい思いでいっぱいです。幼稚園の皆さん、ぜひ全国小規模保育協議会に加入していただいて、一緒に広げていきましょう。

さて、そんな人気の小規模保育なのですけれども、今、現場で課題が勃発しております。それは、3歳児以降の受け皿がなくて、連携施設が用意できませんというふうに言っている自治体が続出しているというところです。この問題を解決しなければ、小規模保育が増加していったところで、3歳児で再び待機児童になり、保育園難民が増えるというような状況になってしまいます。

これに対して、卒園時に行き先がない3歳児も特例給付というものを活用すれば小規模保育所で預かり続けられる。例えば1年間ぐらい預かっていれば、4歳になって空きがない地域というのは余りないので、そこからスムーズに近くの認可園等に移行できる、あるいは幼稚園等に移行できるというふうになっていくわけなのですけれども、自治体に対して、いや、特例給付というのがありましてというふうに言っても、いや、国から特例給付に関する詳細が出ていないので、本当にカジュアルに特例給付を使えるのですか、よくわからないですというふうに言われてしまったわけなのです。

ですので、特例給付について、自治体もちゃんと判断できるような概要の文書みたいなものをぜひ厚労省のほうから出していただければ、彼らも安心して小規模保育を勧められるのではないかなと思っておりますというのが1点。

2点目は、これは小規模保育のみならず、恐らく保育園業界等に大きな衝撃を与えるのではなかろうかなと思うのが、10日前に神戸市の東灘区で70代の男性が、保育所がうるさいということで訴訟を起こした事件がありました。この判決いかんによっては、リスクが高過ぎて都市部で保育所がつくれなくなります。なぜならば、近隣の住民から訴訟を起こされて簡単に負けるようになり、そして引っ越せみたいなのを言われると、どうすればいいのかというふうになってしまうわけなのです。なので、地味ですが、この判決というのは非常に重要ですし、日本の将来を左右するようなインパクトを与えても過言ではありません。

これに対して、既存のメディア各社の論調を見ますと、昔は日本人は寛容だったけれども、不寛容になってしまっていて残念だねみたいなモラルの話にしてしまうケースが多々ありますけれども、それを単なるモラルの話にしてほしくないというふうに思います。これは明らかに制度の不備があります。

というのも、例えばドイツでは子どもの騒音への特権付与法というのが2011年に可決されて、子どもの声は騒音とみなさないというふうになりました。よって、損害賠償請求をされることはないというふうにしたわけなのです。これによって、こうしたケースにおいても、保育所としては出ていなくても済む、あるいは膨大な損害賠償の額を払わなくても済むというふうになりました。

こうしたインフラがなければ、我々が保育所を続けていく、あるいは新規に都市部に設立していくというのはなかなか難しくなってしまうわけなのです。皆様も御案内のとおり、待機児童の

8割は都市部です。そして、こうした訴訟が起こるのは都市部であるわけなので、非常にクイックにこうしたケースに対する対応をしていただけたらと思います。我が国もドイツを見習って早急な法整備が必要だなどと思いますので、直接今回の話題とは異なりますけれども、ぜひ検討いただきたいと思っております。地味けれども、これは非常に重要なテーマでございます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、榑原委員、お願いします。

○榑原委員 1点質問と1点意見です。

それとは別に、今、駒崎委員が提起なさった子どもの声は騒音なのかという点については、子ども・子育て会議の議題にはならないのかもしれないですが、人口減対策に政府が乗り出す中で、こうしたこともそろそろ社会合意に向けた議論をすべき段階に来ていると私も思います。子どもが社会の中のマイノリティーになる中で、多数決で騒音として扱われるだけでいいのかということについて、政府のほうでも明確な問題意識を持って考えていただきたいと希望します。

1点質問です。それは今回説明いただきました私立幼稚園の意向調査の結果です。私立幼稚園6,800園のうち「移行しない」とお答えになったところが7割以上という結果について、新制度を運営しておられる政府としてどのようにお考えなのか伺っておきたいと思いました。新制度への移行を強制されるといった性質の問題ではないのですが、この意向調査の結果を今、どういうふうに評価しておられるのか、何か御対応などをお考えなのか、お聞かせください。

2点目が、こども園についての意向調査の結果です。幼保連携型の認定こども園は、新制度の理念を体現する新しい施設の中心と位置づけられてきたと理解しています。にもかかわらず、新制度への移行を意向調査した結果、85%が移行を計画中という結果になったことについて、私は残念に思っています。この状況についてどのようにお考えなのか。とりわけそこに関係しているのが、先ほど秋田委員も御指摘されましたように、こども園の給付費の設計のあり方との関連があると理解しています。

この新制度の設計や運営の準備というものが大変短期間で進められているので、さまざまな混乱が起きてしまうことはやむを得ない面もあると思っはいるのですが、新制度が一体何を目指しているのかという理念が見えなくなっているというところに大きな原因があると思っはいます。それが最も端的に出ているのがこの給付費の問題と思っはいます。量の拡大だけではなく、より質の高い子どものための保育・教育のシステムをつくっていくということで、この会議でも確認されていたはずのその理念がこの給付設計において明確にされていない。

そういう意味で、先ほど御説明があった経過措置でも改善を検討しておられるという点については、年末を待たずして政府としてできるだけ早急に姿勢を明確にしていきたい。その必要があるのではないかと考えています。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤秀樹委員、お願いします。

○佐藤秀樹委員 幼稚園型の一時預かり事業について、何点か質問をしたい。

資料5の1ページにある実施場所「幼稚園又は認定こども園」、その次に対象児童「在籍園児」、

その下に「※保育認定の子どもは、通常の教育時間、預かり保育ともに一括して施設型給付の対象」と書かれている。これに関して、施設型給付の対象にある幼稚園に何らかの理由で2号認定の子どもが入った場合、幼稚園の開園時間を越えた部分が給付の対象になり一時預かり事業でできることはわかるが、認定こども園は、本来保育認定を受けている子は11時間や8時間でありもともと給付の対象になっているが、ここで※印で書かれている意図は何か。

また、その記載の下に「園児以外の子どもの一時預かりも併せて実施可」とは、園児以外の3歳未満児に対して、今の保育所で行っている週何日以内との条件もしくは連続した日数での一時預かりと同様のものか確認したい。

次に、2ページの幼稚園の「預かり保育」の新制度における取扱いで「『施設型給付』を受ける認定こども園（幼保連携型、幼稚園型）」と書かれているが保育所型の認定こども園や地方裁量型は該当しないのか。保育所型認定こども園は、2号、3号認定子ども以外に1号認定の子どもを受け入れることが必須であり、1号認定の子どもに対する一時預かり事業は、現行の保育所の一時預かり事業で対応するのか、あわせて説明いただきたい。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 ありがとうございます。日本労働組合総連合会の高橋でございます。

私のほうからは資料3にかかわる部分で、「認定こども園についての対応状況」について、御丁寧な御説明をいただきましたことに感謝申し上げます。

その中で、公定価格の収入見込みと現行収入と比較、試算方法のチェックポイントのまとめとか、それらの配付を含めて全国説明会の開催など丁寧にやっていただいたことについては、私たちとしても非常にありがたいことだと思っております。

この間、何度か新聞報道等に出ておりました、これは関係者のみならず、実際子どもを預けたいといいますが、子育てをする保護者にとっても非常に不安な材料になったのではないかと感じておりました、そういった新聞報道の影響は非常に大きいと思っておりますので、今後地域事情に応じたきめ細やかな子育て支援を進める上でも、この新制度の移行が決して不利にはならないということや、あるいは先ほど榊原委員もおっしゃられましたが、この制度が何を目指しているのか、そういったビジョンも含めてしっかりと説明をしていく責任があるのではないかと感じておりました、国のほうでも丁寧な公定価格についての試算説明を自治体関係者や幼稚園に向けて行うことや、さらなる広報対策も重ねてお願いをしたいと思っております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、溜川委員、お願いします。

○溜川委員 全国認定こども園連絡協議会の溜川でございます。

まず、資料3の「認定こども園についての対応状況」の8ページでございます。8ページの構造図についての質問の第1点は、新制度において「施設型給付費①」、その上に「質改善による充実」ということでオレンジのものが拡張されております。従来、公定価格の御説明の中に、現行における水準と質改善の2種類お示しいただいております。実際は現行と質改善後との間ぐらい

になるでしょうというような説明を受けてきたように記憶しております。この図を見ますと、微妙にそんなふうな雰囲気醸し出されているのですが、このようなことで理解していいかどうか1点です。

これについて申し上げますと、新制度における図面の「自治体単独補助⑦」についてです。現行の制度で自治体単独補助を各施設がいただいておりますが、それが継続されるのか、されないのかというのは施設運営に大変大きな影響が出ます。先ほど秋田先生からも御指摘いただいたとおりでありまして、この点が実際に事業を運営している者にとって大問題なわけですから。これは都道府県レベルの子ども・子育て会議等でも話題になることであると認識しておりますが、その際、都道府県がこれについて明確な回答をなかなかできない状況にあります。

先ほどの話の中で、行政向けの説明、9月11日におきましてそのような検討を国から要請いただいたということをお伺いいたしましたので、それについてまずお伺いします。

それと同時に、移行の最終的な確認を10月何がしぐらいつまでに地方自治体がまとめるようなお話もあったやに聞いておりますが、それが事実だとすると、それはいつごろに水準を置いているのでしょうか。そうしますと、そこまでに都道府県や市町村の単独補助について見えない中で最終的な判断をしなければいけないということがありまして、大変苦慮しているところでもあります。

ですから、移行するかしないかを考えているところについては時間がない作業になっておりまして、都道府県が検討し、公表するのはいつまでに、そしてそれはどのような形で国が示されるなり、あるいは我々末端の者が知ることになるのかということをお伺いさせていただきます。

次に、10ページです。この図はよくできていて、大変わかりやすい図になっていて、ありがたく思います。これを見ますと、都道府県の総負担額を単純に考えた場合に、これまでの私学助成で都道府県が2,000億円負担していたところ、単純に足すと1,350億円で都道府県の負担は足りるということになります。それに反比例して市町村負担が増えるということになっているのですが、国負担は変わらないのですね。

都道府県が現行で2,000億円を負担している中で、今後その差額が出る。都道府県も財政的には厳しい状況にありますから、減らすことができれば減らしたいというのが実情だと思います。しかしながら、子どもたちのためにこれだけかけたお金を形が変わったとして、新制度に移行した園にその分を出し渋るといったことは許せないと思うのです。質の改善とか、あるいは先ほど来各委員からお話が出ていますように、日本の将来を背負う子どもたちにお金をかけていこうという国民的合意のもとでこの新制度が進められていることでありまして、それを考えたときに、都道府県はしっかりそこを覚悟すべきだと思うのです。そして、それが自治体の責任ではないでしょうか。

国が今、地方自治を大事にする余り指導とか要請ということにとどまっているのかどうかわかりませんが、この分について現行負担額は少なくとも負担するように強くお願いをいたします。自治体、特に都道府県がそれを減らさず、そして新制度に移行した施設に対して、私学助成分に出していた分の負担を都道府県は責任を持ってしていくということについて強い指導と、そしていつまでに検討と内容公表が行われるのかということについて御質問させていただきます。

なお、10ページ一番下の※4に「単独費用部分の都道府県補助は、各都道府県において補助事業の創設が必要」と書いております。補助事業の創設とはどのようなことを言うのか、御説明いただければ助かります。

それから、今のことに関連してなのですが、都道府県がこれまで出したものを新制度移行園に対してはしないよと言った場合、しっかりその理由を言うべきだと思うのですよ。今まで負担していたものをしないというのですから、その理由をきちっと明らかにしていただきたいと思うのですね。逆に市町村さんの負担が増えるということについては、それについての財政措置というものが担保されるのか、幼稚園型一時預かり保育についても市町村がやるかやらないかの判断でございますので、その点についてもあわせてお願いしたいと思います。

最後に、9ページの新幼保連携型認定こども園について、長が1人になる件についてです。秋田先生がお話ししたとおりであります。これは5年間の制度見直しもあるわけですから、5年という時限を設けてでも結構でございますので、これはぜひお願いしたい。

つまり、何を願うのかといえば、実質上、長2人の分をお願いしたいのです。幼保連携型認定こども園をこれまで続けてきた一人としてしっかり申し上げますが、実際問題、今まで長を1人ずつ置くことが1つの施設の認可要件であります。保育所の場合には長を置かないということもできますが、長を設置していれば運営費の金額が増すように今までなっていますね。長を設置しない場合においては運営費が違ってくるということからも、長がいることに価値を置いてははずなのです。にもかかわらず、単一施設だからといってそうなる。しかし、今までの施設はそれぞれ別個に認可を受けなければとれなかったのですよ。それを私たちはやってきたのですよ。そして長をお願いして、しかるべき方がそのことを続けてきたということです。会社であれ役所の機構であれ、その長を削るということはどういうことか。やめさせるか、降格させるか、あるいはほかの任務につけるかということです。これはかなり乱暴なことですよ。それを経過措置もせずに、いまだ検討という段階であることについて憤りを隠せません。

新しくつくったところはそうでしょう。しかしながら、今までは別個に認可されている。そしてまた物理的に離れた施設も現実にあるわけです。随分前に私は、施設が別なのですから電気の基本料も別々だしみたいな話もしましたよ。実際そういったものは泣いたとしましても、長が2人を1人でいいというのは、新しい施設はよろしいでしょう。しかしながら、これまでそれをやってきたところについては、やはり配慮いただかないと。

正直言って、私のところも幼保連携認定こども園をやめざるを得ないと回答しております。まして、私どもの幼保連携型は、1つは距離を置いたところにありますので、物理的にも離れております。そのところについては単独の施設として運営していくのに、長がないなどという運営は考えられませんので、それについて単独の保育所に変えざるを得ないなど覚悟しております。そういうことを今まで頑張ってきた者に課すということについて、ぜひ経過措置をお願いしたい。5年のうちに何とか整理するように頑張ってみましょう。ですから、その点について重ねて重ねてお願いをいたします。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

古渡委員、お願いします。

○古渡委員 全国認定こども園協会の古渡です。

事務方のほうで非常に詳細な意向調査の結果をつくっていただきまして、本当にありがとうございます。そしてまた事務方のほうで8月28日、そしてまた明日、全国説明会をしていただくということ、本当に感謝しております。また、当協会のほうからもお願いしておりましたように、いろんな意味で御丁寧な説明をしていただいていることに深く感謝申し上げたいと思います。

我々は本日、地方3団体、全国知事会様と全国市長会様と全国町村会様のほうに緊急要望書という形で提案をさせていただきました。3団体には新制度における認定こども園の役割への理解と移行促進についてということと、あと、都道府県単独補助と市町村単独補助の継続・拡充という2点。もう一つは、子育て支援の事業に対してしっかりとできる認定こども園ですので、ぜひやらせてほしいということ。この3点について、3団体のほうに御要望させていただきました。

本日、子ども・子育て会議のほうに緊急要望書という形でペーパーを1枚準備させていただきました。見ていただければすぐわかると思います。

当協会としましては、この移行に関して、説明会後だとまた数が変わってきているのだろうと思っております。そういう中で認定こども園そのものの本当のすばらしさ、機能とか役割というのをもっと理解させていただきたいなと思っておりますし、そういう意味では、返上とかないうような状態の中で27年度に入っていきたいと考えております。ぜひ移行にスムーズに行くようにセーフティーネットをつくっていただくとか、または何とかできるよというラインの中でも結構数は出てきていると思うのですけれども、27年、28年度における移行時期に対する何らかの知恵が必要なのではないかと考えております。地方3団体並びに国の方々に移行後の部分も踏まえたセーフティーネットという観点でぜひ御検討いただければと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございました。

では、北條委員、お願いします。

○北條委員 御発言の委員のお二方から、基本的な理念がうやむやになってしまっている、そこに重大な問題があるのではないかと御指摘がありまして、私もその指摘と同じ思いをしております。基本指針を議論して大変すばらしい基本指針を定めていただいたわけでありまして。そこにおいては子育ての第一義的責任は誰が有しているのか、子どもの最善の利益とは何なのかということが丁寧に述べられていたはずですが、まさしく子どもの利益のための改革でなければならなかったはずですが。

保育の認定の際の附帯意見についても、必要な限度において実施するのだということがきちっと言われております。子どもの最善の利益ということもうたわれておりました。

市町村にこの附帯意見は周知するということになっていたはずであります。しかし、今までこの会議の中での議論、また地方の子ども・子育て会議ではえてしてこの基本理念、また附帯意見というものは忘れ去られているというふうに思わざるを得ません。就労支援に偏った方向に行き過ぎていくということに大変な危惧を持っております。

資料2でありますけれども、1つお願いですが、保育所の動きというのも同じように調査して

公表していただきたいと思います。

先ほど申し上げたことと関係いたしますけれども、施設型給付に移行する保育所というのは一体どのくらいあるのか。ほとんどないのではないですか。現在の保育所が委託費のままでいくということは、私どもの立場から言えば、私学助成のままの幼稚園ということですよ。それと同じ立場をとる保育所が圧倒的に多いのだというふうに思います。

次に、利用者負担額の問題です。昨日、私の地元で子ども・子育て会議が開催されました。その前の回の会議において、私のところは特別区であります、市町村の定める利用者負担額を早く示しなさい、次回に示しなさいというふうに座長のほうから指示があったわけですが、しかし、昨日の会議では示すことができませんという事務局からの回答があって、早くても11月ですということであります。10月が私立幼稚園の募集期でありますから、利用者負担額を示していただかない以上、移行するのかもしれないかと聞かれば、移行できないよという答えしかしようがないわけであります。

昨日の会議においても、私立幼稚園は全園移行するというふうな回答はできないということをお理解いただきたいと申し上げたところ、座長が当然ですねというふうに引き取ってくださったわけです。

現時点で利用者負担額をきちっと示している地方自治体は一体何%あるのかということをお逆に教えていただきたいと思います。恐らく22%もないのではないですか。そういう中で、22%を若干超える私立幼稚園が新制度に移行していこうというのは、大変大きな数字だと思っています。利用者負担額が示されない中でのことだというふうに思っております。

次に、資料3の8ページです。溜川先生からもお話がありましたけれども、この絵、私立幼稚園の現行と新制度における比較。これと同じのを保育所でもつくってお示しいただきたいと思っております。

ここで「自治体単独補助⑦」と言われている部分。保育所の場合は単独補助とは言わないのかもしれない。何と申すのでしょうか、超過負担というのですか、よくわかりませんが、都市部においてはこの部分が物すごく大きいわけでしょう。都市部において保育所を公定価格で運営できる場所なんかないのですから。あり得ないのですから。この超過負担が一体どのくらいなされているのかというのを同じような絵で示していただきたいと思っております。その上で、幼稚園あるいは認定こども園も公平な取り扱いをしていくという方向をぜひとも考えていただきたいと思っております。

10ページの絵であります。昨日の私の地元の会議では、溜川先生が指摘された、都は負担が減るけれども、市町村は負担が相当増える。ここに事務局側の大変な不安が隠されているということが感じられました。

国が7,000億円を投入するといった場合、市町村には一体幾ら行くのですか。市町村が追加的に支出する、負担をしなければならない足し前というのは、そこに一体幾ら乗っかってくるのか。そういうお話を今まで伺ったことがありませんので、そろそろそういうことを示していただきたいと思っております。

14ページのところです。ここでいわゆる上乗せ徴収という考え方を幼稚園あるいは認定こども

園がちゃんと考えれば、新制度というものへの移行がスムーズに行くのではないかと、そういう示唆がありました。それはそうかもしれない。

それでしたら、またかと思われるかもしれませんが、保育所の場合も上乗せ徴収が認められているわけであり、原理原則から言えば、公定価格で運営できない場合には上乗せ徴収、ここで言う特定負担額を徴収するということになるのが筋なはずであります。そのことが保育所の場合はどういうふうを考えているのかということとをぜひとも明確に、普通の国民にわかるような御説明をいただきたいと思っております。

資料5であります。一時預かり事業（幼稚園型）ということですが、最初申し上げたことですが、これは根本的に子どものための仕組みとして考えなければならないわけです。そうしますと、例えば年間50週開くとか、休日も開くとか、長時間加算をするとか、そういう考え方というのは、私ども幼稚園で現在預かり保育を9割程度のところでやっているわけですが、その場合にはそういう発想はないのです。就労支援をやるために長い長い保育時間を提供しようということではないのです。御家庭の子育てを支えるための預かり保育です。ということであるならば、1年間に実施する回数が多いほうが良いとは考えません。また、長時間の預かりをするのが良いとも考えません。

したがって、今、各都道府県では相当事業に差があるというのは、幼児教育課長さんがおっしゃったとおりでございます。そこで、支援が薄いところ、濃いところ、ばらつきがあるわけですが、よく言えば、現在多様性を認めているわけです。それをこのような一時預かり事業という形にして多様性を認めない、子どもの立場ではなくて就労支援の立場から実施日数を増やす、あるいは実施時間を延ばす、こういうふうに誘導するような施策はもうちょっと考え直していただきたいなと思っております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、山口委員、お願いします。

○山口委員 日本こども育成協議会の山口でございます。

私からは2点質問させていただきたいと思っております。2点とも直接今日の議題には関係ございませんが、1つ目は子どもの騒音問題です。先ほど駒崎委員と榊原委員のほうから問題指摘が出ましたので、ちょっと便乗させていただきたいと思っております。

といいますのも、私は個人的に当社が運営している東京都内の施設でもう既に1年前に訴訟状態に入っております。その内容は、1,000万もかけて高速道路に設置するような防音壁を設けたり、いろいろ取り組んできたのですが、境界上で50デシベルを一瞬でも超えたらだめなのだというその1点だけで訴えられるような、そういった事態に陥っているわけでございます。

幸いマスコミのほうは、テレビ局も新聞も同情的に扱っていただいているのですが、また、東京都などもそれに対する対応、条例の改正を含めて、そういったものも検討していただいているのですが、これは東京都だけの問題ではございません。近ごろ、大阪だとかいろんなところで私どもも保育園の新設の開発を進めておりますが、そんなところでもこういった訴訟のことを知って、年間で幾らかよこせば黙っておいてあげるよとか、そういった住民もいるほどでございます。

そういったところは最初からトラブルになる可能性があるわけですから、開設は諦めるわけなのですが、これから保育園の開設がどんどん増えていく中で、これは全国的な都市部の問題だと思います。

そこで、質問させていただきたいのは、厚生労働省としてこういった問題を今まで考えてこられたかどうか。それから、こういった問題が訴訟になってきたということを前提に考える余地があるのかどうかということをお伺いしたいというのが1点目でございます。

2点目は、前々から何度もこの会議で私のほうから質問させていただいておりますが、社会福祉法人の保育士さんだけの退職金共済制度についてでございます。今まで橋本課長から全く理解ができないような、納得できない回答を毎回回答していただいていたのですが、それについて、私は前回、橋本課長の個人的な見解なのか、それとも厚生労働省の統一見解なのかということをお伺いさせていただきました。そのことについて、たしか改めて回答するというようなことだったと思いますので、今、もしその答えがあるのであれば、ぜひ回答していただきたい。この2点でございます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 今ほど溜川委員、北條委員からもお話がありましたけれども、資料3の私立保育園の移行後の財政構造について2点確認させてください。この財政構造の表を見る限り、市町村の負担が現行の都道府県の半分を受け持つという設定になっております。特に都道府県については予算補助という括弧書きが明示されているわけでありますが、市町村は「市町村負担」ということで、義務づけられるような表示の仕方になっております。そのことについて、まずどういう考え方になっているのかということが1つ。

もう一点は、これまで私立保育園の場合も幼稚園の場合もそうですが、基本的に地方交付税で措置し、一般財源化してくれる。公立の場合は違いますけれども。そんな形で地方財政計画の中で財政措置をしてくれた経緯があるわけでありますが、その辺りはややもすると誤解される面があると思うので、その辺りはどのような考え方でこの構造的なものを表示してあるのか。この2点を確認させてください。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から。

○長田参事官 さまざまな御指摘等をいただきまして、ありがとうございます。

幾つか御指摘をいただいた点につきまして、まず私のほうから何点かお答えをさせていただきたいと思います。

まず、秋田委員、榊原委員、溜川委員から御指摘のございました現行の幼保連携型認定こども園が新幼保連携型認定こども園に移行する際の特例措置ということに関してでございますが、新たに創設をされる場合につきまして、これはあくまで単一の施設として1つの施設長というのを基本に設計をするということについては、御理解をいただけるのではないかと考えておりますけれども、現に2つの認可施設として実施されている状況ということは、切り分けて考えるという

視点も必要ではないかと思っております。今日いただきました御指摘も重く受けとめた上で検討をさせていただきたいと思っております。

井奥代理人、また齋藤代理人から御指摘がございました地方自治体なり事業者への情報の関係で通知や要綱の早期提示でございますとか、FAQを初めといたしました正確で、早期の情報提供ということでございますが、この点につきましては、引き続き心して対応したいと思っておりますし、また、更新を重ねております事業者向け、あるいは自治体向けのFAQの更新も近々予定をしておりますので、できる限り速やかにいろんな御疑問に即した対応をしっかりと対応してまいりたいと思っております。

榊原委員からございました今回の私立幼稚園の意向調査の結果、また認定こども園の意向調査の結果について、どう受けとめているかということでございます。先ほどご覧いただきましたとおり、27年度としては二十数パーセントにとどまっているということでございますけれども、先ほど来御指摘をいただきました、1つは公定価格の仮単価をお示ししたものが29年度ベースのものということで、27年度時点で実際にどれだけの水準が確保されるかというのは不透明であるとか、あるいはようやく今回お示しすることができましたけれども、この調査時点では幼稚園型の一時預かり事業の水準などをお示しできていなかったとか、そういった未確定要素が多いという中、さらには各自治体のほうで利用者負担額というものが明確にされないという中での御判断を強いるというような状況がございまして、対保護者への説明ということも含めて、27年度、なかなか踏み切れないという園が多かったものというふうに受けとめてございます。

ただ、これも見方によると思うのですけれども、資料2の2ページの2の①移行する方向で検討12.9%、また②の移行するかどうか状況により判断というのが49.1%ということで、制度の全体像、骨格が明確になって、内容によっては移行する可能性というものが、合計でいうと、27年度移行も含めまして85%が移行の可能性を示唆しているというふうにも読み取れるかなと私どもとしては考えてございます。

いずれにしても、この新制度は、御案内のとおり、市町村が実施主体となって教育、保育、子育て支援を総合的、一元的に提供するというものを目指したものでございますので、最終的には私立幼稚園個々の御判断ではあるものの、できる限り多くの園の正しい情報提供、確実な情報提供のもとに、多くの園の御理解を得て、希望される幼稚園が新制度へ移行できるように環境整備というものをしっかりと図ってまいりたいと思っております。

また、認定こども園の関係でございますけれども、まず1つは、認定こども園というものが、多様な地域のニーズというものに対応していくという意味におきまして、求められる地域あるいは求められる設置者においてその普及がしっかりと図られるということが重要であろうと考えております。そのための環境整備をこの間図ってきたわけでございます。特に利用されている利用者に混乱や不安を与えるということがあってはならないと思っておりますので、認定こども園の返上という動きが大きくなるということは基本的に好ましいことではないと思っております。

先ほど来説明をいたしておりますように、まずは正しい試算、正しい情報提供に基づく正しい判断をしていただくということに引き続き努力というものを尽くしてまいりますとともに、冒頭にも申し上げましたけれども、都道府県の協力なども得ながらより詳細な分析なども行っており

ますので、そういったことで新たに構造的な要因ということが見えた場合には、制度的対応ということも視野に入れてその対応というものを検討してまいりたいと思っております。

高橋委員から御指摘をいただきました件、さらなる広報ということでございますが、当面事業者あるいは自治体の方への情報提供ということを中心に対応しておりますけれども、究極的には制度を利用する利用者にはしっかりと届くということが何よりも大事だろうと思っております。

このたび春先につくりました「なるほどBOOK」、最新の情報を取り入れた第2弾、改訂版を作成したところでございますし、また、先週、来週、再来週と、これはなかなか国の人間だけでやるのにも限界がございますので、地域の中でこの制度を保護者に伝えていただくような人材養成研修というの企画・実施をしているところでございます。そういったことを地域の関係者の御協力をいただきながら対応してまいりたいと思っております。

溜川委員から御質問のございました資料3の8ページのところでございます。質改善による充実に矢印がかかっているのは、「要するに、段階的に増えるからか」というおたずねですが、これは必ずしもそういうことを意図したわけではございませんで、現行の公定価格に見合う費用部分というものが、単純に現行水準でスライドするのではなくて、そこに消費税による増収分による質改善というものが乗っかってくるというようなイメージを示したいという気持ちでこのような図にしたものでございます。

なお、北條委員から御指摘のございました保育園版というお話につきましては、今日の資料としてはお配りしておりませんが、自治体あるいは関係団体に御提示をいたしました試算のチェックポイントの中では、保育所の場合のパターンの図というものもお示しをさせていただいております。また追ってその辺の情報提供もさせていただければと思います。

溜川委員からございました意向の最終確認を10月にもということに関しまして、これは夏時点での調査ということもございますので、改めてどこかのタイミングでよりファイナルな意向というものを把握する必要があるだろうと考えておりますが、今日いただいたような御意見なども踏まえつつ、こういった時期にこういった手法で対応するか、率直に申し上げまして、事務局のほうでも十分整理がつけ切っていることではございませんので、そのあたり、改めてよく検討したいと思っております。ただ、何らかの形で一定の時期に改めて何らかの把握は必要かなというふうに思っているのは事実でございます。

北條委員から御指摘のございました、1月15日の子ども・子育て会議であったかと思っておりますけれども、保育の必要性認定に当たっての附帯意見というのをいただいたところでございますが、遅ればせではございますが、つい先週ぐらいだったでしょうか、この件以外も含めて、子ども・子育て支援法施行規則というものを公布いたしまして、具体的な認定とか確認の事務に関して、留意事項について全体的にまとめた通知を発出してございまして、その中でいただいた子ども・子育て会議の意見というのを丸々そのままその通知に添付をいたしまして、かつその趣旨というものを記載した通知を先般発出させていただいているところでございます。

私からは以上でございます。

○無藤会長 では、お願いします。

○淵上幼児教育課長 ありがとうございます。幾つか御質問等をいただいておりますので、現時

点でお答えできる範囲でお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、佐藤委員から一時預かり事業の対象の児童の御質問がございました。少し説明が不十分だったかと思えますけれども、資料5の1ページ目にございますように、対象児童、在籍園児を対象としているわけですが、保育認定の子どもは通常の教育時間、預かり保育ともに一括して施設型給付の対象となっているということでございますので、例えば認定こども園の中に1号の子どもと2号の子どもが同時に存在をしているわけでございますけれども、2号のお子様については施設型給付ということで、公定価格に反映をしておりますので、今回の一時預かり事業については1号の子どもが対象になっている、そういう整理でございます。

また、1号の認定を受けるか、2号の認定を受けるかというのは、就労の形態によって客観的に確実に定まるということではございませんで、保護者の方々の選択というふうな面もございませんで、その結果、その認定に基づいて対応が定まってくるというふうに理解をしているところでございませんで。

また、溜川委員から各自治体での単独補助について、県の公表はいつまでかというふうな御質問がございました。私どもからは、先ほど来御説明申し上げます9月4日の私学の担当者の説明会でまずお願い、要請をさせていただきました。また、この資料には載せてございませんでけれども、文部科学省単独で私立学校の担当課長を集めた会議が翌日にございましたので、その場でも改めて要請をさせていただいております。その際には現在の状況、すなわち来年4月の新制度の施行に向けて各事業者の方々が判断をするためのいろんな情報を広く求めておられるという状況も御説明をさせていただいた上で、各都道府県にお願いをさせていただきました。ただ、具体的な検討の時期、あるいは公表のスケジュール、そういうのはそれぞれの県によってさまざまな事情もあろうかと思えますので、そこは先ほど申し上げました状況を共有しながらも、その中で各県でできるだけ速やかに対応していただければということをお願いをさせていただいたところでございませんで。

また、北條委員から幾つか御質問がありましたけれども、私から1点だけ。今回の一時預かり事業が就労支援をベースにした仕組みになっているのではないかという御指摘がございました。今回の預かり事業は、今回お示ししてございませんで単価に基づいて、現実にお子様をこういう形で預けた場合に適用されるということで、こういう形でなければならないという義務づけをしているものではないということをお理解いただきたいのと、また、現在の私学助成のスキームの中でも通常の預かり時間の状況に応じて、また、長期休業日などでの預かりの実態に応じて私学助成のスキームがございませんで、基本的にはこういう現行の私学助成のスキームとも類似のスキームだということで設計をしているところでございませんで、御理解を賜ればと存じます。

○無藤会長 よろしいですか。

では、そちらから。

○朝川保育課長 何点かあります。

佐藤委員から認定こども園が保育所型の場合に1号のお子さんの部分はどうなるのかというお話がありましたが、これは基本的には一般型の一時預かりで対応するということではないかと思っています。

北條委員から保育所での上乗せ徴収についての御質問、御意見がありましたけれども、私立保育所も、現行制度もそうなのですが、市町村と協議をしていただいた上で、上乗せ徴収というのが一応できる仕組みにはなっていますので、新しい制度においても基本的には同じようなやり方でやっていただくということだと思います。ただ、現状は実績がそんなにはないのではないかと思います。

山口委員、ほかの委員からもありましたけれども、騒音の問題について訴訟が起きているということについてでございます。訴訟が起きてしまっているということについては非常に残念なことだと思っておりますが、今日複数の委員から同様の意見をいただいたことも含めまして、今後よく勉強させていただきたいと思っております。

最後に、退職者の共済の制度について山口委員から御意見、御質問をいただきましたが、そもそもこれはこれまでの歴史といいますか、経緯、社会福祉法人制度の成り立ち、あるいは規制などのさまざまな制約とか役割、そういうものがある中で、人材確保策の一環として設けられてきている制度でございます。社会福祉法人全般のあり方については、別の場で厚生労働省のほうの審議会、部会を設けて今、検討されている最中でございますけれども、その検討の課題、たくさんある中の一つに退職者共済制度についてというのも挙がっていたかと記憶しておりますので、そういう中でよく御議論をいただいてということだというふうに思っております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

○林幼児教育課企画官 文部科学省の林です。

資料3の10ページの1号認定こども財政構造に関して御質問をいただいております。その関連です。

まず、北條委員、渡邊委員から市町村の負担がどうなるのかということと、7,000億の質改善、量拡充との関係ということでございます。市町村の負担分は、ご覧いただいているように、これは仮に新制度に全部移行した場合の総額の見込みを書いておりますが、財政構造としては地方負担のうちの半分が市町村負担になるということで、現状より増えるというのは事実でございます。

全体で言えば、総額7,000億超の質改善との関係では、11ページのほうに図示しておりますけれども、7,000億のうち私立幼稚園の質改善に充てられる分、各年度幾らかということが決まれば、「+β」と書いてあります部分が公費として増額されるということになります。この部分については、全国統一費用部分、俗に1階部分で措置するというようにしておりますので、この分の国庫負担や都道府県負担、あるいは市町村負担分が上がるという構造になります。

これらの市町村負担が増える分については、地方財政措置において適切に、いわゆる県が今まで負担していた分から市町村に振りかわる分が生じますので、その分も含めて地方財政措置をするという方向で総務省と話をさせていただいているということでございます。

関連して、この資料の8ページの関係、北條委員から御質問をいただきました。同様の図を保育所関係についてもつくるべきではないかという趣旨でございますが、今回はこれだけおつけしておりますけれども、実際認定こども園をやられているところについては、保育所部分の同じよ

うな費用の比較も必要でございますので、同様の資料をチェックリストの中ではお示ししております。保育所の自治体単独補助がどのくらいかというのは、私立幼稚園に対するものも含めて国としては総額を把握していないというふうに承知しております。

また、北條委員から現時点で利用者負担を明確に示している市町村がどのくらいかということでございますが、これも御指摘のように非常に少ないというふうに認識しておりますけれども、具体的な数字というのは現時点では持ち合わせてございません。

溜川委員から10ページの※4について御質問をいただいておりますが、これは都道府県の補助事業の創設と書いております。新制度の1階部分、全国統一費用部分の上に地方単独部分、2階部分ということがございます。この部分の都道府県補助は子ども・子育て支援法に基づいて補助を行うということになりますけれども、新制度に基づく補助でございますので、新たな事業という形で新規の事業の創設が必要だということになります。地方単独費用部分の半分の都道府県補助と全国統一費用部分の公費負担額の4分の1、ここを合わせて都道府県は財政措置をする必要があるということで、これらについても地方財政措置で対応する方向で検討しております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、大分時間が迫ってまいりましたけれども、最後に「その他」ということで、事務局から数点の御報告がございますので、お願いします。

○長田参事官 まず、資料4「平成27年度関連予算概算要求の概要」ということでございます。

まず、内閣府関係でございます。5ページをお開きいただければと思います。御案内のとおり、この新制度の予算というのは消費税の財源と連動しているということ、そして10%の引き上げ判断というのが夏の概算要求時点ではなされていない。これは昨年度の8%とある意味で同じ構造があるわけでございますが、いずれにしても、夏の段階でいわゆる税収の見積もりができないということがございまして、その点については事項要求というような整理になっております。したがって、夏の段階ではある程度技術的な整理ということになりますけれども、保育所関係は厚生労働省、幼稚園関係は文部科学省、それぞれ26年度予算と同じ額を計上し、また、内閣府で保育緊急確保事業というのを1,000億程度積んでおりましたが、その額を実額として計上した上で、消費税の引き上げに対応した部分、また、消費税以外の財源確保についても努めるということをされておりますので、その部分も含めまして事項要求という形で立てさせていただいているということでございますので、その部分については具体的な数字がはまっていないということになっております。

次のページは「平成27年度概算要求について（内閣府）」ということでございますが、その中の⑤でございます。これは直接新制度そのものの事業ということではございませんけれども、25年度の補正予算におきまして、地域における少子化対策の強化ということで、ここに記載をしておりますような事業目的に沿った地方公共団体の支援のための交付金というものを設けたところでございます。これを27年度以降も継続したいということで、27年度当初予算要求におきまして少子化対策強化のための自治体への補助金を30億円の要求ということで計上しております。

簡単でございますが、内閣府関係は以上でございます。

○淵上幼児教育課長 引き続きまして文部科学省関係でございます。

7ページをご覧いただければと存じます。「平成27年度幼児教育関係概算要求の概要」でございます。1番は、今、参事官の御説明にもございましたように、幼稚園就園奨励費の関係は事項要求ということでさせていただいております。これは幼児教育に係る保護者負担の軽減、無償化に向けた段階的取り組みということも含めまして、事項要求とさせていただいているところでございます。

2番の私立幼稚園の施設整備費補助金につきましては、基本的に前年と同額の15億程度を要求しているところでございます。

3番の認定こども園等への財政支援でございますが、これは安心こども基金で行っております各種事業の必要経費でございます。基金のあり方につきましては、予算編成の過程で基金のあり方そのものを今後検討することになっておりますけれども、事業としては必要だろうということで、この額で要求をしているところでございます。

続きまして、8ページでございます。4番が幼稚園の教育内容・方法の改善充実ということで、幼稚園の関係でございます。現在の教育要領に基づく幼稚園の教育の実施が進行してきておりますので、それについての理解・増進の事業と、幼稚園教育要領の次の改訂に向けた作業がまさに始まらんとしておりますので、新しい教育要領のあり方に向けての研究、検討を行うための予算でございます。

5番の幼児教育の質向上推進プランにつきましては、我が国の幼児教育に関する調査研究拠点が現在整備されていないということで、この研究拠点の整備に向けての検討を開始するための予算でございます。また、幼児教育の質向上に係る推進体制のモデル事業ということで、新たな子ども・子育て支援制度も始まりますので、それぞれの自治体でどういう形で幼児教育全体の推進を図っていくかということのモデルをつくっていききたいということでの研究事業でございます。

9ページ目でございます。私立高等学校等経常費助成費補助、いわゆる私学助成でございますが、これの幼稚園分を掲載してございます。26年度に比較いたしまして8億5,000万強の増額で346億3,800万円の要求額でございます。内訳といたしましては、一般補助が244億。これは子どもの数が減ってきておりますので総額としては減少しておりますけれども、園児1人当たりの単価をアップして要求をしているところでございます。また、特別補助といたしまして、子育て支援あるいは特別支援に必要な経費を増額で要求をしているところでございます。これはとりあえず新制度への移行率は見込まずに、現行の私学助成ということで要求しておりますけれども、今後その移行が確定してまいりましたら、内閣府のほうに予算を移管して実行していくということになっているところでございます。

私からは以上でございます。

○竹林少子化対策企画室長 それでは、厚生労働省分でございます。10ページから後に雇用均等・児童家庭局全体の予算のPR版をつけておりますが、お時間の関係もありますので、新制度に関係するところ、ポイントだけ絞って御説明したいと思います。

11ページに全体がございますけれども、2兆1,456億円の概算要求で、前年度比47億円増ということにしておりますが、このページの下の部分に鍵括弧つきで、先ほど内閣府からも御説明があ

りましたけれども、「注」ということで、抜本改革に伴う社会保障の充実等につきましては予算編成過程で検討すること、「また」の後に明示的に消費税率引き上げ以外の財源の確保についても予算編成過程で検討するということを書かせていただいているところでもあります。

12ページ、13ページに特別枠で要求している事業について書いてございますが、この中で最初の2つについて簡単に御説明いたします。

1つ目は、待機児童解消加速化プランを推進する上でやっております保育所の施設整備等の補助率のかさ上げにつきまして、特別枠での要求をしているということ。妊娠・出産包括支援事業ということで、地域における切れ目のない妊娠・出産支援のさらなる強化を図るため、まずはワンストップの拠点を立ち上げるということ。母子保健コーディネーターを配置してさまざまな事業の御紹介をするといったことについて、特別枠で33億円の要求をしております。

もう一ページおめくりいただきまして、14ページでございます。

1の(3)の子育て支援員につきまして、少し当会議でも御報告いたしましたけれども、その研修制度の創設に係る経費について6.5億円の要求をしております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、どうぞ。

○長田参事官 引き続きまして、資料6は資料の紹介のみでございますが、前回の子ども・子育て会議以降に公布いたしました政省令等についての資料でございます。

資料7は「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会の開催」ということでございます。当子ども・子育て会議でも御議論をいただきました新制度におきまして、「趣旨」のところに書いてございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者については、いわゆる確認制度のもとで事故の発生または再発を防止するための措置、及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずるということをされているわけですが、これにとどまらず、ここに書いてございます①から③のことをさらにしっかり検討すべきではないかということ子ども・子育て会議の中でも御指摘をいただいたわけございまして、これを深掘りするための検討会というものをこのたび立ち上げたということでございます。去る9月8日に第1回の会を開催いたしました。

おめくりいただきまして、検討会の名簿が書かれておりますけれども、実際に教育・保育を提供していただく側の関係の皆様、自治体の関係の皆様、さらには実際に保育事故でお子様を亡くされた被害当事者の方、そのほか小児科の先生とか法律の専門家、こういった方々に加わっていただいで検討を開始しております。

4ページ以降に、以前子ども・子育て会議でもお示しした検討課題というものをきちんとこの検討会のほうに御提示いたしまして、一定の検討の視点というものをお示ししながら議論をスタートしたところでございます。

第1回の会議は初回ということもございまして、個別論というよりは総論として、例えばさまざまな情報を収集するなり分析するといっても、結局、それが真に再発防止に結びつかなければ意味がないので、それを実現するという観点から例えば何の報告をもらうべきかとか、そういっ

たことをきちんとその目的を見据えて議論をしようではないか、そういう議論が多かったように承知しております。

最後の10ページでございます。当面確認制度をスタートさせるために早急に整理をすべき課題と、ある程度時間をかけてじっくりと検討していくべき部分があるかと思っております。まずは3回程度回を重ねまして、当面の検討課題として運営基準に基づく運用に必要な内容というものを整理いただき、その結果、一旦子ども・子育て会議のほうに御報告をさせていただきまして、また年明け以降に事項要望のガイドラインでございますとか、事後的な検証のあり方についての議論というものを進めてまいればというふうに思っております。当然適時の子ども・子育て会議への報告というものを予定させていただいております。

○無藤会長 では、お願いします。

○為石育成環境課長 参考資料1「『放課後子ども総合プラン』について」でございます。12ページをお開きいただきますでしょうか。

本年6月に閣議決定されました日本再興戦略の改訂2014におきまして、いわゆる「小1の壁」を打破して、次代を担う人材を育成するため、厚生労働省と文部科学省が共同して「放課後子ども総合プラン」を年央に策定することとされました。また、その中で放課後児童クラブにつきましては、平成31年度末までに約30万人、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室を約1万カ所以上で実施することが盛り込まれたところでございます。

これを受けまして、7月31日付で両省連名の通知を発出しておりまして、その内容は、以下のとおりでございます。

国全体としての目標値を定めております。

また、それに向けて、市町村及び都道府県の取り組みといたしまして、国が定めた次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針に即しまして、平成31年度の目標事業量や小学校余裕教室の活用方策などを行動計画に盛り込み、計画的な整備を図ることにしております。

また、放課後児童クラブの拡大などの取り組みを実現するために、学校の余裕教室等の徹底活用を進めることとし、学校と実施主体の責任の所在の明確化、現状では学校と実施主体との責任関係が明確にならないことが一つの大きな問題になっているということ乗り越える意味で、協定を締結するなどの工夫が必要ということを記載してございます。

8月11日に全国会議を開きまして、都道府県などの教育委員会と福祉部局の担当者の方に集まっていた際に御説明をさせていただき、この工夫について具体的な例示を示させていただいております。

さらに、余裕教室の徹底活用ということで、既に活用されている余裕教室を改めて利用ができないかを検討していただくこととしております。

また、新たな視点で学校施設の一時的な利用として、放課後等の時間帯での活用を進めていただくという方向を示しております。

さらに、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の推進につきましては、一体型の定義を示しまして、具体的な留意点を記載してございます。

なお、留意点の中で、放課後児童クラブにつきましては、生活の場としての機能を十分に担保

することが重要であるので、市町村が条例で定める基準を満たしていただく必要があります。それぞれの機能をしっかりと果たしていただきながら、同じ学校の中で子どもによい環境を作っていくことを進めていく予定にしております。

また、来年度からの新たな教育委員会制度の下で、全ての地方自治体に設置されることになりました総合教育会議を活用いたしまして、首長と教育委員会が学校施設の積極的な活用などを十分協議して、連携を図ることが重要であるなどの新たな視点も盛り込んでいるところでございます。

以上でございます。

○朝川保育課長 最後に、参考資料2、参考資料3でございますが、先週の金曜日に待機児童関係で2つほど数字の公表をしております。

参考資料2につきまして、昨年度から5年間の待機児童解消加速化プランというのをやっております。5年間で40万人分の受け皿整備をする。中でも昨年度、今年度で20万人分の受け皿整備をするというプランを実行している最中でございますけれども、最初の2年間の実施状況を全国の自治体から把握して集計をいたしました結果でございます。

1ページ目の下の箱の3つ目の○でございますが、保育の拡大量、昨年度と今年度ということで、今年度は今年度末までの見込みも含んでおりますが、合わせて19.1万人分の受け皿確保が行われる予定でございます。

括弧書きのほうは、地方の郡部では子どもが減っておりますので、保育の定員が減っているものがあります。減っている分を差し引いたのが19.1万人で、20.1万人のほうは、純粋に増えた分だけをカウントすると20.1万人ということで、おおむねそのプランの進捗状況は予定どおり進んでいるという状況です。

3ページ目の下のところを見ていただきますと、25年度、26年度それぞれどれぐらい拡大をしているかという数字がございます。26年度のほうがより多く整備量が進んでおりますので、この結果は来年度の4月の待機児童の数に反映されていくということになります。

参考資料3でございます。こちらは、毎年、年度当初4月1日の時点で待機児童の数字の公表をしております。今年分でございます。四角の箱の1つ目と2つ目の○、保育所の定員あるいは利用児童数、いずれも昨年度1年間で4万7,000人分増加しております。

3つ目の○ですけれども、待機児童数は2万1,371人ということで、昨年度と比べまして1,370人減少しております。

2ページ目の下のグラフを見ていただきますと、待機児童は、直近では22年にピークがございまして2万6,275人、そこから徐々に減少してきておるとのことと、下の折れ線グラフですけれども、3歳未満に待機児童が多いわけですが、その利用率が徐々に上がってきている最中ございまして、今、潜在需要が顕在化している最中ということをお知らせいたします。

以下、いろんな参考数値をつけておりますので、ご覧いただければと思います。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

ただいま御報告いただきました。今の御説明についていろいろ御質問があろうと思っております。

ども、時間がもう過ぎておりますので、個別に事務局にお尋ねいただくということでよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

それでは、次回の日程につきまして事務局からお願いいたします。

○長田参事官 次回の日程でございますが、10月24日10時からということで予定をしておりますが、詳細につきましては、改めて御案内をさせていただきたいと思ひます。

○無藤会長 ありがとうございました。

それでは、「第18回子ども・子育て会議、第22回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議」を終了いたします。お疲れさまでした。

～ 以上 ～